

(第一類 第七號)

十九回国会  
議院

厚生労働委員会

會議錄第十六号

二九〇

平成十六年四月二十三日(金曜日)

午前九時三十六分開議

理事	鷹下	一郎君	理事	北川	知克君
理事	長勢	甚遠君	理事	宮澤	洋一君
理事	城島	正光君	理事	三井	辨雄君
理事	山井	和則君	理事	福島	豊君
理事	牛井	吉吉君	理事	吉井	吉吉君

議員	元久君
枝野	幸男君
五十嵐文彦君	
太郎君	
坂口	力君
中川	昭一君
總務大臣	
厚生労働大臣	
經濟産業大臣	

本日の会議に付した案件  
会計検査院当局者出頭要求に関する件  
政府参考人出頭要求に関する件  
国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提  
出第三〇号)  
年金積立金管理運用独立行政法人法案(内閣提  
出第三一号)

季見の集  
四月二十三日  
同日  
古川　吉川  
水島　庄元  
辯任　辯任  
枝野　幸  
長妻

吉武 民樹君  
薄井 康紀君  
宮武 太郎君

國務大臣 (防衛廳長官)	石破 茂君
財務副大臣	
厚生労働副大臣	有二君
経済産業副大臣	山本
内閣府大臣政務官	森 泉
厚生労働大臣政務官	英介君
西川 信也君	
竹本 公也君	
直一君	

党案についてお伺いさせていただきます。  
まず、大臣に伺いたいのは、きのう参考人の質  
疑がございました。大変貴重な、拝聴しなければ  
いけない御意見が多々ございました。  
その中で、私、大変注目して聞いておりました  
のが、まさに労使双方といいますか、経団連の矢

この際、お詰りいたします。  
各案審査のため、本日、政府参考人として厚生省  
労働省社会・援護局長小島比登志君、保険局長江部  
哲夫君、年金局長吉武民樹君、社会保険庁運営部  
長薄井康紀君の出席を求め、説明を聴取し、また、  
会計検査院事務総局第二局長増田肇明君の出席を  
求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異  
議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○衛藤委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

負担を先送りしてはならないという、大変重いものであったたというふうに受けとめております。また、年金だけではなくて、医療、介護を含めた社会保障全体の長期的なあり方の展望を明確にすることが必要であり、その中で税であり保険料であるという議論をしていかなければいけない、こういうことであつたと思います。

このような、立場の違う方でございますけれども、御意見を踏まえれば、社会保障全体のあり方を展望する中で、給付と負担の具体的改革を行いうる

○衛藤委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。宮澤洋一君。

○宮澤委員 自由民主党の宮澤洋一でございます。先週に引き続いて質問をさせていただきます。きょうは、坂口大臣が参議院のために中座されるということでござりますので、その前に大臣に一問、そして、その後、民主党の提案者の方に民主

このような、立場の違う方でござりますけれども、御意見を踏まえれば、社会保障全体のあり方を展望する中で、給付と負担の具体的改革を行なうという今回の政府案を、ともかく実現待つなしという段階に私はあると思っております。この点につきまして、大臣の御所見をまずお伺いしたいと思っております。

わけでございますし、また、年金額として現在出でております額が約四十兆を超えていたという状況でございまして、これは現在の社会経済というものを大きく支えている要因にもなっている、そういうふうに理解をいたしております。

個人にとりまして社会にとりまして、年金というものがいかに重要であるかということでございまして、今後も継続していける年金制度であるといふことが、年金制度にとりまして一番大事なことだというふうに思つております。継続こそ年金にとりまして命であるといふうに思つていただける次第でございます。

そうした年金制度を維持していくために、改革すべきは改革をしていかなければならぬわけでございます。昨日もいろいろの立場から皆さんの御意見をお聞きいただいたようございまして、その社会保障を取り巻きます社会全体の構造をどうしていくか、それらのことも絡んでくる話でございまして、これは大変大きな問題だといふうに思いますけれども、それらを整理しながら前に進めなければならぬわけでございます。

今回提案をさせていただきましたのは、その第一歩であるといふうに思つておりますので、どうぞひとつ御審議をいただいて、そして、この意図するところをお酌み取りいただきまして、通過をさせていただきますようにお願いを申し上げたと存じます。

○宮澤委員 大臣、御決意の表明、ありがとうございます。

それでは、先週に引き続きまして、民主党案について質問をさせていただきます。大変短い時間でございますので、ぜひとも簡潔にお答えをいただきたいたしております。

まず、消費税につきまして質問をさせていただきます。

たしか、先日の質疑で五十嵐先生の方から、消

費税の中でも、特に低所得者層に配慮をして、戻し税的な、カナダ方式というんでしようか、低所得者の方には還付をするというような制度を考えていらる、こういうお話をあつたわけでございますけれども、これは、二〇〇七年度に三%程度の年金目的消費税を導入するときにすぐに導入される、こういうお考えでございますか。

○五十嵐議員 お答えいたします。

私どもは、実は、この年金目的税の話ができるから急に考えたわけではありませんで、前から、五%程度の、今程度のものでしたら逆進性対策は許していただきたいな、それでいいだらう、こう思つてゐるわけです。

これは政府案でも、やがて消費税については引き上げを政府税調、党税調の方で検討されているということで、この先の税率になつた場合には何らかの逆進性対策が必要だらうということで、以前から、カナダのGSTと言われるもの、定額の還付でございます。要するに、払った部分を見越して戻すということではなくて定額の還付を検討するということで検討をすつとしてきておりまます。これに限つたわけではありません、そのほかの消費税改革をして、インボイス方式を入れて複数税率ということも同時に検討はしておりますけれども、私どもの中ではカナダ方式というのが有力になりつあるといふお話をさせていただいた。

それで、この消費税の話というのは、私は大変大事な話だらうと思っております。正直申し上げまして、我々にとって残された最後の将来の税源、財源が消費税でありますから、消費税をどういうふうにしていくのか、またその増収部分をどう使つていくのかということは、大変重要な、これから真剣に検討していくなければならない議論であります。

そういう中で、私は、正直申し上げまして、年金目的消費税ということで、三%程度でとどめるかどうかは別にしましても、少なくとも三%、七兆五千億というものを年金の、まさに、最低保障しているわけですが、その程度になれば、何らかのこうした措置が必要であろうということに考えておられるといふことがあります。

○宮澤委員 そうしますと、五から八になるといふことになります。

それでは、先週に引き続きまして、民主党案について質問をさせていただきます。大変短い時間でござりますので、ぜひとも簡潔にお答えをいただきたいたております。

まず、消費税につきまして質問をさせていただきます。

そこで、地方に税財源をどう渡していくかという議論の中で、やはり地方は地方消費税をぶやしてくれますけれども、民主党の案ですと、消費税三%を目的税として年金の方に入れるということがあります。それが、そうするとかなり減収が立つわけです。

兆五千億程度のものを入れるということになるわけですが、その点について、五十嵐先生、ひとつお願いします。

といいますのは、それこそ今地方分権という中で、地方に税財源をどう渡していくかという議論の中で、やはり地方は地方消費税をぶやしてくれますけれども、私が国は抱えているといふことで、その程度の減収になるんですか。

○五十嵐議員 それは、ですから、所得階層、どの所得階層から還付をするか、あるいは、その還付の幅をどの程度にするかによって変わつてしまりますので、また、その総体の量によつては、歳出の削減ができるのか、その他の増税を考えるのか、あるいは消費税の中で考えるのか、ということは、その判断の中で考えていくべきものと承知しております。

○宮澤委員 大変正直にお答えいただきまして、したがつて、三%とおっしゃつていますけれども、

制度の仕組み方によつては三%ではなくて四%と

いうようなことも考えられるというようなことだつたんだろうな、そういう可能性もあるという

答弁をされたと思います。したがつて、三%でない可能性ももちろんあるという御答弁だったと思

います。

それで、この消費税の話というのは、私は大変大事な話だらうと思っております。正直申し上げまして、我々にとって残された最後の将来の税源、財源が消費税でありますから、消費税をどう

ふうにしていくのか、またその増収部分をどう使つていくのかということは、大変重要な、これから真剣に検討していくなければならない議論であります。

そういう中で、私は、正直申し上げまして、年金目的消費税ということで、三%程度でとどめるかどうかは別にしましても、少なくとも三%、七兆五千億というものを年金の、まさに、最低保障しているわけですが、その程度になれば、何らかのこうした措置が必要であろうということに考えておられるといふことがあります。

そういう中で、私は、正直申し上げまして、年金とおつしやいましたが、基礎年金を全額税でするということと違うなんだろうと思いま

すけれども、そこに全額突つ込むという議論は、年金の方からいえばもちろんあり得る議論でありますけれども、消費税全体という中からすると、大変乱暴な議論ではないのかなというの

が率直な気持であります。

といいますのは、それこそ今地方分権という中で、地方に税財源をどう渡していくかという議論

の中で、やはり地方は地方消費税をぶやしてくれます。

といいますのは、それこそ今地方分権という中で、地方に税財源をどう渡していくかという議論

の中で、やはり地方は地方消費税をぶやしてくれます。

医療にしても介護にしても、恐らくこれからそれなりの歳出増というものは覚悟していかなければいけない。

そういう中で、例えば、私もラフな計算をしま

して、今現在五%の消費税を一〇%上げる、一五%

になるといえば、もちろん、枝野政調会長は経済がよくなれば三兆四兆になるかもしないといふ発言がありましたけれども、現在の一%、二兆五千億ということを前提にしますと、一〇%上げると二十五兆円の増収になる。

ただし、二十五兆円のうちで、現在の制度も、五分の一、五兆円は地方に地方消費税として行くわけです。したがつて、国の分は二十兆円。しか

も、その中の約三割というものは交付税として地方に回つて。ということになりますと、二十兆のうちの七割ですから、約十四兆円。一〇%上

げたとしても、十四兆円。しかも、低所得者層に配慮をするというのは当然の話で、それは、今五十嵐委員がおっしゃつたような戻し税のようなものもあるかもしれません。しかし、これは大変難しくて、全員の所得をきつちり把握するということが極めて大事なわけです。そういう中で、できる

かどうかかという問題はあるうと思います。

一方で、食料品だけ五%でとどめてそれ以上上げないという議論ももちろんございます。例えば、食料品だけ上げないということにありますと、約三割が食料品から上がつていてると言われておりませんから、さつき言いました十四兆が今度七割になつちやう。これは約十兆ですよ。これから予想される十兆の増税のうち、しかも、赤字国債を随分出しているという状況がありながら、七・五兆をまさに年金のためだけに使う、こういう、かな

り消費税から見たら乱暴な議論をされてるといふ気が私はしておられます。

その点について、五十嵐先生、ひとつお願いします。

○五十嵐議員 まさに今までの自民党を中心とする政権の野方固な財政運営のために、大変な借金

を我が国は抱えているといふことで、そのしりぬ

ぐいをどうするかという問題は、これは年金だけではなくて、まさに宮澤先生御指摘のとおり、税全体の中で考えていかなければならぬ問題。全体的な税制改革を根本的にやつていかなければいけない時期に来ているんだろうと思ひます。

まさに地方へも、国と地方の仕事の配分を見直した上で大規模な税源の移譲というのをしなければいけない、小さな手直しで済むような時代ではなくなつていてるというふうに私は思つております。消費税についても、根っこからいろいろな、介護とか、あるいは医療の問題も含めて消費税をそれに充てるべきだ、安定的な税源だからといふ意見も我が党の中にもありますし、もちろん僕と党の中にもあると思います。そういう大きな視野で、全体的な国と地方の税財源、そして事務事業の配分を見直した上で考えていくべき問題だと思つております。

○宮澤委員 もう少し具体的なお詫があるかと思つたんですが、ラフな計算をしても、消費税を一五%に上げてそれなりに低所得者に配慮をすると、地方にさうこみやすもつと減らんのですけれど

ども、現行の制度でも十兆円程度、十兆円弱の収入しかないという中で、七・五兆円をまさに年金nellyに使うという案を出されているという問題点だけ指摘させていただきまして、具体的な条文をさらにお質問させていただきます。

これまでに実は出でていない議論で、十一条の四項の関係でありますけれども、新たにこれまでに入つていなかつた一號被保險者が所得等比例年金に入ることに加入することになるわけでありますけれども、この方々、給付の方は加入した年限に応じて出することになりますから、当初、給付はほとんど生じないことになるんだろうと思ひます。ただ、一三・五八なのか、六・七九なのか、%はどつちもある、こういうお話をされていらっしゃいますけれども、保険料の方は最初から積みしゃいますけれども、保険料の方は最初から積み上がっていくわけですが、条文を読んでいますと、十一条四項を読んでいますと、新たに入つた方々の保険料が、既に加入をしている旧制度といいま

すか、現行制度に入っているサラリーマンの方たちの既往の年金債務の支払いに充てられる、こういうふうに書かれておるわけです。

まさに、新しく入った人、自分たちももらえると思つて入つた人たちのお金が、実は、既に昔の制度に入つていた人の支払いに充てられる。これは、新しく入つた人が、自営業の方も、フリーターの方も、パートのお母ちゃんたちも、自分が払つたお金がどんどんサラリーマンの人のために使われていくというのは大変納得しにくい、そういう話なんですねけれども、これはそう読んでよろしいんですね。

○古川(元)議員 愚昧な宮澤委員からそのようなお話をありがとうございますと、ためにする御質問かなといふ感じもいたしますけれども、今宮澤委員がおつしゃいましたように、私どもは、新制度で納めた保険料に対応する給付は、新制度の中で納めた保険料に対応する給付は、新制度の中で納めた保

陰幹結婚に見合ったものを受け取るという形で終束をさせていただいているわけであります。

でありますけれども、しかし掛けている人から見れば、それは事実上積み上がっているように見えるわけであります。そのことはよく御理解いただけると思います。その中で、入ってきた保険料

お金で実際にどういう形で使っていくのか。 今のお話を聞いておりますと、では、宮澤委員は、積み上がってきた、新しい制度で入ってきた

保険料、それをまたどこかに流用するんでしよう  
か。社会保険庁の、今で言えば社会保険庁の、私  
どもは社会保険庁は国税庁と統合して歳入庁を創  
設するということにしておりますけれども、その  
歳入庁のまた公用車の購入資金に充てるんでしょ  
うか。

私どもは、この保険料収入というものは、すべ  
て年金給付に回していくということを考えている

は株式市場などに投資して大きな損を出す、含み損を生み出すというようなことがないよう、そういうふうに考えていただきたい。そういう意味では、入ってきたお金をそのままためておいて、どこかにブールしておくわけにはいかないということはよくおわかりだと思いますから、そういう意味では、このお金については現行の制度で生じて

いる債務の支払いに回す。  
ただ、先ほど申し上げましたように、新制度上で掛けた人の保険料については、掛けている人が明らか見れば、事実上積み立て方式のような形で積み立て上がっていくものというふうになつていてるわけでありまして、そういう意味では、これはお金に免がついているわけじゃありませんから、それはよく、私が言うまでもなく、駅途回に説法でございまされども、そのところを直接結びつけて、旧

制度の支払いに新制度の加入者の人たちが払つた保険料が回るからといって、それが直接そこに回る、そのために新制度で入った人の給付額が減るわけではないわけですから、そういう意味では

では、一対一の対応関係にあるわけじゃないといふことを御理解いただければ、そのような御指摘は当たらないというふうに思つております。

者の方たちが出したお金は、実際の旧制度の支払に充てられるということをおっしゃった。  
でも一方で、みなし確定拠出というような、わかつたようなわからないような、要するに、そこに自分の拠出があるはずなんだけれども、みなしてあるはずなんだけれども、では、実はその給付金を受ける前に亡くなっちゃつたら戻つてくるわけではないというような、あるようないようなまさにこれは蜃気楼だろうと私はこの辺でも思つてますけれども、そういうものがあるから大丈夫だ、こういう御発言だったと思います。  
それこそきのうの高山先生のお話でも、六百兆円というような年金債務があつてという中で、新

制度に入った人たちは、まさに自分たちのお金が積み上がっていっていると思っているところが、実は積み上がっていないなくて、旧制度のサラリーマンの支

私に全部充てられる、これはこういう制度などですよ。これは確かに、そういう人は相当怒らつきやいけない話だろうと思うんです。

また、一步譲つて自営業者等の方たちに所得比例の年金が必要だとしても、私はそういった点を考えると、新しい制度としてそういう人たちの年金は別勘定でやつて、別の計算をやってかなりまわらせる、それこそ四十年で平年度化するわけでもけれども、四十年待たないまでも、三十年ぐらいは走らせてからないと、恐らくそういう問題が出て、一体化できる話ではないんだろうと思っています。

この点は指摘だけにさせていただきまして、次の質問に入らせていただきます。未納の問題でござい。

たしか先週の水曜日、古川先生は大変自信を持つて、未納、未加入という問題は私どもの中では起らぬかと、いうふうに考えております。

断言をされた。一方で枝野先生は、おとといの西田委員の質問に対し、残念ながら違反をするのはゼロにはなりません、そうした人たちには税で補われる最低保障年金についてペナルティーを科すことになるのは当然のことだと思つてますというような発言をされている。お互いに矛盾していると思うんですが、未納問題

○枝野議員 本来であれば、現行制度でも未納未加入という問題は生じるはずがない話なんですが、国民の信頼を失つていて大変大きな反省、未加入を生んでいる、その実態をどう改善するのかという政府側からの具体的な提案がない中での御質問だということを、まず前提としてお答えをさせていただきたいと思います。

何度も申し上げておりますとおり、私どもの案では、所得に応じて保険料を納める、しかも、社会保険庁と国税庁を一体化して歳入庁という形に

して、所得税と一体化をした形で保険料を納めていただくという形になります。したがいまして、現在のように、特に国民年金の場合は独立して税などとは別に保険料を納めていただくという制度とは異なりまして、保険料を納入しないということは自動的に脱税になるというような仕組みになつていくわけがありますね。今でも、厚生年金などの方には、事実上ほとんど未納、未加入という問題は生じません。それは源泉徴収をする税の話などと一体となつて徴収をしているから事実上生じていないという話と同じよう従来の国民年金の部分のところもなるという意味で、制度的に、現在のような未納、未加入という問題は生じないということを古川提案者は申し上げている。

ただ、その上で、現在でも、税を納めない、税について未納の人は本来生じない制度ではありますけれども、しかし、現実には、そうした法の抜け穴を通ろうとして脱税をするという方がいらっしゃるのと同じような意味では、そういう部分が残念ながら若干残るということは、あらゆる制度、どんな制度をつくったとしても得るわけあります。そうした方に対する税と同様の意味で、税とセットになりますので、脱税ということは、刑事法的なペナルティーが科せられますし、同時に、脱税については追徴という制度もあります。

同じような意味で、税と一体化して納めていただく部分について、それを逃れた場合については、刑事罰まで科すかどうかは別問題として、保険料の部分のところの追納あるいは最低保障年金の計算——ただ、実際に脱税までして保険料を逃れようという方の場合は、最低保障年金が云々ということよりも、むしろ保険料納付の額の大きい方ということが想定されますので、むしろ、ペナルティーを科して保険料をたくさん納めていただくというような形の方が合理的ではないか。この辺のところは最終的な細則の決め方のところで決めていけばいい、こういうふうに思つています。

○宮澤委員 今のお話、要するに、未納は起こらない、そして、脱税するような人で保険料を納めない人がいれば、それはまさに後からペナルティーをどういう形で科すかという御答弁だったと思うんです。  
それでは伺いたいんですが、税金の場合、もちろん脱税の総額というのは絶対にわからないわけですが、摘発された部分しかわからなければ、一方で、納めて申告した人も、滞納している人がいるわけです、滞納している人が申告所得税で滞納件数、十三年度末で二百三十万件、十四年度末で二百二十万件ある。この滞納はどうするんですか。これは未納じゃないの。  
古川さんの、頭のいい先生のお話だと、滞納は納めるのが滞っている、未納はいまだ納めず、違うじゃないですかなんて答弁ではなくて、滞納は恐らく未納なんです。どうするんですか、これ。  
○古川(元)議員 税務署長までやられた方が、滞納が二百三十万もあるということをこういう国会の場で堂々と言われるところについては、まことにこれは遺憾であるというふうに言わざるを得ないと思うのですが、そもそも、やはり、そういう状況がある、こういう今の状況、これは、年金の問題というよりも、むしろ税の問題です。

私たちにそうやって御指摘をしますが、では、今このそういう状況がある、この状況はそのまま放置していくんでしょうか。先ほど来から宮澤委員は、この年金の問題については社会保障全体を考へます。

もう一つ問題なところは、確かに、今おっしゃられたとおり、所得のあつた年とそれから実際に納める時点との間にタイムラグがあるために、実際に納めるべき義務があつたにもかかわらず納められなかった年金の問題に陥る、これが別においておいていいんだろうと思いま

でそういうものは減らしていく努力をしていく、そういうことを提案させていただいているわけでございます。  
○宮澤委員 真正面からお答えいただけないのですけれども、滞納は未納ですね、これはやはり、滞納は未納ですね。それだけちょっとお答えいただきたい。  
○古川(元)議員 言葉遊びをやつているような気がいたしますけれども、それを滞納と言うのか未納と言うのか、それは御解釈だと思います。  
○宮澤委員 したがつて、未納という問題は新制度でも必ず起こる話だろうと思います。  
滞納というのも、これは、実はけしからぬ人ばかりじゃないわけです。昨年度所得があつたんだけれども、それがもう払うときになくなつていて、という人が結構いらっしゃる。大変な思いをする。一方で、滞納処分、これは時效がないんです。ずっとやつていて、ただしどうしても取れないといふものは、滞納処分の停止というのをかけて、これが例えば十四年度で七百六十億円ある。こういう状況があつて、やはり未納がないという制度ではない。  
したがつて、これらの人については、最低保障年金をどうされるんですか。

○枝野議員 まず、今の滞納という実態は、今委員御質問の中でお認めになられましたとおり、本人が意図して払わないというような滞納は、これは要するに税逃れにはかならないわけですから、これは別においておいていいんだろうと思いま

す。  
もう一つ問題なところは、確かに、今おっしゃられたとおり、所得のあつた年とそれから実際に納める時点との間にタイムラグがあるために、実際に納めるべき義務があつたにもかかわらず納められなかった年金の問題に陥る、これが別においておいていいケース。  
意図的に納めていないケースということについては、当然脱税によるペナルティーも科せられますが、それから、その場合には最低保障年金の部分のところについて、それに応じた一定のペナルティーを科すのは当然だと思います。

○宮澤委員 今、脱税と滞納と一緒に話されたわけですが、滞納は滞納、脱税は脱税でございますから。  
時間も来ましたけれども、今の話で、最低保障年金が全員に入るわけではないということだけ

ろで進んでおりますけれども、実際には、破産債権で、税の債権が非常に優先されて、労働債権などより優先されて徴収されている。実際にはもうかわらず、そこにも税がかかるてしまうということで、社会的な大変な問題を今まで起こしてきているわけですね。  
そういうふたところの部分でこのタイムラグによる未納の問題というのは解決をするべき問題であつて、その部分を解決すれば、ペナルティーを科すべきではないかというような議論での未納問題は生じない。その税制改革を政府・与党としても必ず起こる話だろうと思いません。  
滞納といふもの、これは、実はけしからぬ人ばかりじゃないわけです。昨年度所得があつたんだけれども、それがもう払うときになくなつていて、という人が結構いらっしゃる。大変な思いをする。一方で、滞納処分、これは時效がないんです。ずっとやつていて、ただしどうしても取れないといふものは、滞納処分の停止というのをかけて、これが例えば十四年度で七百六十億円ある。こういう状況があつて、やはり未納がないという制度ではない。  
したがつて、これらの人については、最低保障年金をどうされるんですか。  
○枝野議員 それは、先回以来申し上げておりますとおり、納める能力があるにもかかわらず納めない、つまり、そのときには税も納めていないわけですから、出さないんですか。  
○枝野議員 それは、先回以来申し上げておりますとおり、納める能力があるにもかかわらず納めない、つまり、そのときには税も納めていないわけですから、脱税になる。(宮澤委員「脱税じゃないです、滞納ですから」と呼ぶ)  
今、二つ委員はおっしゃつてあるわけですね。  
納める能力が途中でなくなつてしまつて未納になつて滞納になつている方の話と、それから、納める能力があるにもかかわらず意図的に納めていないケース。  
意図的に納めていないケースということについては、当然脱税によるペナルティーも科せられますが、それから、その場合には最低保障年金の部分のところについて、それに応じた一定のペナルティーを科すのは当然だと思います。

○宮澤委員 今、脱税と滞納と一緒に話されたわけですが、滞納は滞納、脱税は脱税でございますから。  
時間も来ましたけれども、今の話で、最低保障年金が全員に入るわけではないということだけ

は、少なくとも一つの例で明らかになつたんだろ  
うと思います。

まだ質問したいことはたくさんあつて、法  
文、解釈、これしか、ともかく我々が見られるの  
はこの条文だけでございますから。

ともかく、蜃氣樓改革と申し上げましたけれど  
も、絵にかいたもちということを与党の方から言  
われた方もいた。しかし、よく読んでみると、絵  
にかいたもちどころじゃないんです。もちろんか  
かいていないんだ。絵にかいたきねどううしかか  
いていない法案であるということだけ申し上げ  
て、質問を終わらせていただきます。

○衛藤委員長 植屋敬悟君。

○植屋委員長 おはようございます。公明党的植屋

敬悟でございます。

本日は、野党の提案者の皆さんもおそろいいた  
だいてこうして議論ができる、大変うれしく思  
います。民主党の皆さんのが、あるいは社民党的皆さ  
んもそうでありますけれども、今回の年金改正に  
当たりまして、まさに二十一世紀の年金をどうす  
るかという大きな国民の関心事でありますから、  
それぞれ対案をお出しになつて、こうして国民の  
前で議論ができるということは、大変すばらしい  
ことでありまして、昨日の参考人質疑を聞いてい  
ましても、対案があるがゆえにあそこまで意見も  
表明していただけるわけでありますから、今日ま  
での野党のお取り組みに対しては評価をしたいと  
いうふうに思います。

私は、最初に、きょう、ちょっと野党の皆さんに  
質問通告をしておりました内容と若干変わりまし  
た、シナリオが。

変わったというのは、実は、こうして国民関心  
事の中で年金改革の法案について審議をする。野  
党的皆さん、いろいろな委員会で閣僚の皆さん  
で担当しております総務委員会でも随分議論が  
ありました。

そういう議論をずっと見ておりまして、やはり

そこまで言われるのであれば、私自身もこの質問  
に立つに当たつて、みずから納付記録を全部お  
配りして議論しようかなと思つたんです。（発言  
する者あり）ありがとうございます。

ただ、きのう深夜、自分がみずから社会保険  
事務所で用意いたしました、いろいろな取り寄せ  
ましたが、子供二人を出すとなると、やはりこ  
れは個人のプライバシーにかかる問題だなど。  
それで了解をとらなきやいかねと思ったんです  
が、やはり子供の理解を得るには至りませんで、  
この場できょうお示しきめです。（発言する  
者あり）私自身もお示しをしたいと思うんですが。

私も、みずから襟を正すべく、地元の社会保険  
事務所でいただきました被保険者記録照会、これ  
を手元に今持つておるんですが、私自身は、共済  
が二百十二月あります、それから、その後、国  
会議員になりまして、国民年金でありますから、  
百三十五月納付記録がございます。

これは、納付記録を皆さんもとつていただいた  
らよくわかりますが、AとかBとか非常にわかり  
にくい表現であります、Aというのは一般年金、  
Bは付加年金であります、なるほど、こういう  
ことなのか、こう思つて眺めております。

それから、女房も、少なくとも私と結婚してか  
らはきちんと納めておりまして、納付記録を見る  
と三号のところはプラスの印になつております  
で、なるほど、こういうことかなと。ただ、これ  
とても、うちの女房は実は六十一年に三号になり  
ます前から自分で入つているんだなということが  
よくわかりまして、なかなか将来を考えていたな、  
こう思つたりするわけであります。

それから、子供二人は、これも娘の方もきち  
つと六十カ月納めております。それから、もう一人  
息子、二人とも大学行つておるんですけど、これ  
も四十二月息子は納めておりまして、ここも随分  
もめるんです。私が払うのか、本人が払うのか、  
本当にもめておりますが、しかし、今日まで学生  
生であります。

納付制度、いろいろありますが、やはり所得制限  
もありますし、それから、かつては副大臣まで経  
験した私でありますから、これはやはり払わな  
きやならぬというので、苦労しながら、何を言  
いたかというと、だれも聞いてくれぬのであり  
ますが、家族四人、全員きちんと払つておるとい  
うことをまず明らかにして議論を始めたい、こう  
思つてます。

それで、これをとつてみて思つたんですけれど  
も、厚生労働省さん、これは非常にわかりにく  
い。もう少し、照会するとレイアウトがぱつとわ  
かるように、私は、国民の理解を得るということ  
でももう少し研究した方がいいなと。

それから、私の共済は社会保険事務所へ行つ  
ても情報がないんですね。うちの女房はこれをと  
るために共済にも行かなきやならぬ。これは番号が  
できているんだから何とかならぬのかなと思つた  
りしてます。それで、その辺は研究してもら  
いたいな、こう思つたりしてます。

実は、最初にこの話題で言いたいことは何かと  
いうと、大臣は今いらっしゃいませんが、森副大  
臣、私は、今正直に申し上げたように、今、Aか  
Bかでいくと、うちはBであります、付加年金  
を夫婦で掛けております。一万三千三百円プラス  
四百円、一万三千七百円。夫婦で掛ける二であります  
から、大変……（発言する者あり）いや、払  
わなきやいかぬ、国民の義務と思つておりますか  
ら。一人で掛けて二万七千四百円払つてあるんで  
す。

子供一人を、時にはSOSが来て私が払うこと  
もあるんですが、それでもたかだか知れています

金額であります、大変な金額かもしれません、S  
OSが来るわけでありますから……（発言する者  
あり）まあまあ、静かに。

私が言いたいのは、例えば夫婦で二万七千四百  
円うちも納めている。我が国の年金、国民年金は  
世代間の扶養の仕組み、賦課方式でありますね。  
それで、うちの両親は、実は両親の年金の給付状  
況もきょうこの場で資料を出そうといつて両親に  
協力を求めたんですが、とんでもないと。両親は  
もちろん本当のことは言わないと。息子から  
少しお見合いを取ろうかと思っているんじゃない  
と思うんですけど、なかなか正直に申告がないもの  
ですから。

ただ、漏れ聞くところによると、両親は散髪屋  
をやつております。いまおやじも働いてい  
るんですが、国民年金、本当に年金を払うのに苦  
労してきたというのを、私はずっと学生時代、お  
やじが倒れたりしましたから、横で見ておりま  
し、ああ、本当に年金は大変だと。しかし、ちや  
んとフル年金をきちんと納めて、今、おふくろの方  
がどうも五万から七万の間、おやじも五万ぐら  
いなんです。これを見ると、合わせて一万か十  
二万、正直に言わなければ、年金をもらひながら、散髪  
屋は定年がないですかからまだやつててるんです。  
へ一万か二万届いてる、私は、いい制度だな  
と。

今の年金は、いつも僕はこれを世間の人にお話  
しますが、やはり我が国の年金は、私は、国民年金だ  
けを見ても、おやじは年金をもらひながら、散髪  
屋は定年がないですかからまだやつててるんです。  
本当に年金はありがたい、こう言つております。  
実は、大臣、私は、この国民年金の今のレベル、  
これはいい制度だし、これを破壊するようなこと  
があつてはならぬし、将来へ向けてこうした年金  
はぜひ守つていきたいと願つてゐる一人であります  
が、大臣、今來られましたので、そういうささ  
やかな国民の思いというのを御理解いただけるで  
しょうか。

○坂口國務大臣 途中で入つてしまつまして、全  
容をお聞きいたしておりませんが、現在の国民年  
金にお入りの皆さんというの、自営業者の皆さ  
ん方、それから、自営業者だけではなくて、サラ  
リーマンと申しますか、小さい、中小じゃなくて  
零細企業をおやりになつていた皆さん、あるいは  
そこで働いていた皆さんも、中には入つておみえ  
になる方もあるかもしません。すべての人人がそ

それで満足というわけにはいかないんだろうというふうに思います。

のは、政府案ではなくて私たち民主党案であると  
いうことをぜひ御理解をいただいて、御賛同いた

主に、自営業者あるいは農林漁業者ということをございますから、体が元気であります以上は定期制はない、仕事は続けられるということがサラリーマンの皆さんと一番違うところでござりますので、お元気な間、仕事をしていただいて、そして年金を受けていただくということになれば、これは、年金だけを目当てにしてと申しますが、年金だけで生活をしておみえになると、このではないかというふうに私も思つて、次第でございます。

だければそういうふうに思います。  
それから、先ほど来先生御指摘のとおり、確かに子供とかあるいは御両親とか、まあ配偶者についてはいろいろ御議論はあるかもしれませんけれども、そういう方のことこれまで年金納付状況を報告しろということでれば、これは確かにプログラマーの問題があるだろうというふうに思います。私も、自分の配偶者に出せと言ったときに、うんと言つてもらえるかどうか、正直言つて自信はございません。

しかし、私ども、少なくとも国會議員になつて以降の年金納付ということについては、国民の皆

さんに法律をつくつて納付をお願いしている立場でありますから、少なくとも本人の国会議員になつて以降の年金の納付状況というのは、この間もプライバシーをめぐつていろいろな仮処分等がございましたけれども、これはどう考えてもプライバシーの範囲にはまらない、こううのは、賛成な

の「プライバシー」の問題でありますから、やはり個人の判断でここは示す、個人の判断が大事だと。内容を見ていただければわかるんですが、なかなかに個人のプライバシーにかかる問題があるということがあわせて申し上げておきたいと思いま  
す。

○樹屋委員 野党案、民主党の皆さんの方案も、それから政府案もあわせて、例えば今僕が申し上げる判例などを調べていただければはつきりしたことだというふうに思っております。

したがって、個人の判断でおやりになるべきで、組織の一員が全部資料を出せというようなこともあります。かがかな、こう思っているんです。そんなことでも野党の皆さんに御理解をいただきながら、やはり一人一人が私は明らかにすることなんだろう。

た、こういうものですがわかるという仕組みをつくるのはなかなか大変なことです。やはり相当努力をしなきゃならぬだろうと思います。その上で、枝野さんがそこまでおっしゃるので、私は、一つは、首代表のホームページでこういう表現がありました。少し前でありますから、もう変現が

先ほど申し上げた社会保険の業務についてはぜひ改善をしていただきたい、できればこれから、携帯でびつとやれば自分の納付の状況あたりがすぐわかるような、やはりそういう時代をぜひ望みたいなど。何がありますか。どうぞ。

○枝野議員 さすが樹屋先生、ぜひ我が党案を読んでいただきますと、今のようなことができるよう、法案の中にきっちりと書き込まれております

わっておられるかもしれません。  
今、我が国の二十代の国民年金に加入すべき人が五百四十万人、そのうち百三十三万人、四分の一が年金の掛金を払つております、私の息子一人もちよつと怪しいと思つてゐるんです、彼らに払えと言えば、では四十年後に保証してくれるのか、こう言われますと、厚生大臣をやつた私としては保証できると言い切れないところに問題がある

が——何がありますか。どうぞ。  
○枝野議員 先ほど申しましたとおり、樹屋先生の御指摘のように、家族等については、それぞれ公人の家族がどこまでプライバシーの範囲かといふことについては、樹屋先生御自身もおっしゃられましたし、過日の仮処分などをめぐる裁判でも大変争点になつたところでございます。  
ただ、私申し上げましたとおり、少なくとも国

お一人はよく知つていいんです。この前の衆議院選挙で菅原太郎さんは立派にお戦いになつた。私は、中国比例でありますから、中国五県はよく知つておられるわけであります。本当に候補に出られて、これからもまたおやりにならうという方でありますから、それが怪しいと思うんですよといふ言葉だけで終わつたんじゃ、いいのかなと。機会を見つけて明らかにされる必要があるのではなかつたか。私はこんなふうに思つたりするんです。これは老婆心でありますけれども。続きまして次のテーマに移りたいと思います。

いるんだろうと思ひます、ただ、私の息子二人もちよつと怪しい、ここまでおっしゃるのであれば、私のようにみずから明らかにされた方がいいんじやないか。ホームペー<sup>ジ</sup>で。老婆心ながら申し上げたい。

りますと。率直な御意見だなと私は思いました。  
ただ、私はいさか悲しい。私は、何も厚生副大臣を経験したからではありますんが、地域を回るときには必ず自営業者に、うちの両親のこととともにありますから、年金入りましようよ障害年金も、もし今入っていなければ障害になつたときにはどうするんですか、今年の年金制度は確かにいろいろ言われているけれども、こんなすばらしいところもあるんですよ、ぜひ人つたらどうでしようかと。私は、手紙も書いたり、一生懸命努めているわけです。

そういうときに、恐らく野党の皆さんのが対案をつくられるということでおっしゃっているんだと思ういますが、こういうふうにあえて言われて

○樹屋委員　お話をわかりますが、ただ、息子一人もちょっと怪しいと思つてゐるんですが、こういう表現は、私は、その息子さんお一人は選挙で出になつた方、また次を目指されようという方でありますから、老婆心ながら申し上げたわけであります。

会議員本人は法律を賛成であれ反対であれつづついる当事者でありますから、これは、国民の皆さんに義務を課す以上は、本人として納付の義務を果たすのは当然だらうということを申し上げましたので、少なくとも国会議員本人である我が党との眞直人代表は納めているということは党として調べさせていただいておりますが、樹屋先生も与党の一員でいらっしゃいますから、これはお互に對等原則でやるべきだと思いますので、私どもは提案者全員すくいでも、政府側と同じ時点で調べさせねばすぐお出ししますので、政府としての提案者、つまり全閣僚ぐらいは同時にお出でいただくということを与党の一員としてお勧めいただきたいというふうに思います。

それから、福祉施設の責任問題について議論を移したいと思います。

福祉施設の問題は、野党の皆さんも随分厳しく、この国会でも、この法案審議の中いろいろ議論されて、指摘もされております。私ども公明党も今回の年金改革案を取りまとめる作業の中で、党内で随分議論をしてまいりました。

その中で、十三ヵ所のグリーンピアあるいは百六十五カ所の福祉施設につきましては、発足時において私は相当の二一ツがあつたんだろうといふふうに思うんですね。時代の状況もあつたでありますしょうし、そして多くの皆さんが希望されたやはり被保険者への還元という観点で取り組みをしてきたわけでありまして、一定の大きな役割を果たし得た、私はこういうふうに思つてゐるんです。

問題なのは、皆さんがいろいろ御指摘されるように、社会経済の変化あるいは生活様式の変化の中で、こうした福祉還元事業の必要性が希薄な

なってきた、あるいはその見直しをしなきやならなくなつた。そんな中で、特に私が思つておりますのは、我が党内でも議論しましたが、平成以降もずっとこの福祉施設の整備が続いてきたわけでありまして、平成以降といいますと、バブル崩壊もありますが、年金財政が極めて厳しくなつてきました、そういう状況の中であつても政策転換ができるなかつたということは、ここは責任が問われなければならない。その責任というのは、当然、この作業に携わつてきた役員もそうでしょうが、我々政治家もあわせてそこは責任があるのではないかということを真摯に反省せざるを得ないというふうに党内で随分議論いたしました。

役所にお尋ねしてみたいと思いますが、平成の時代になりましてから、例えば小泉大臣も一回ぐらいた大臣を経験されている、あるいは菅大臣も厚生大臣を御経験されている、その時代にオープンした福祉施設というのはあるのかどうか。平成の時代で結構ですが、資料があればお示しをいただきたいと思います。

○薄井政府参考人 福祉施設でございますけれども、施設の設置の決定を行いましてから実際に施設を建設し、オープンするまでには、これは相当の時間を要するわけでございまして、設置を決定したときとそれからオープンをしたときの大蔵といふのは同じではないという前提で申し上げさせていただきます。

小泉総理は厚生大臣を二回されておりますが、一回目が、これは平成になる前からでございますが、昭和六十三年の十二月から平成元年八月までということです。その間に五施設オーブンをいたしております。二回目は、平成八年の十一月から平成十年の七月までということです。ですが、その間に十一施設がオープンをしているということです。

それから、菅代表が厚生大臣御在任中、期間は平成八年の一月から平成八年十一月でございますが、その間にオープンした施設は十施設、こういうことでござります。

○樹屋委員

私は、今申し上げたように、平成の時代に入つてからが何とか政策転換できなかつたのかなというふうに思つてゐるところ

が全部大臣の決裁になるというふうに私は思つておりませんが、しかし、大臣は大臣でありまして、大きな行政責任を持つておられる。そうしたこと

を考慮ますときに、これは本当に政治全体の平成の時代になつてからの責任ではないかというふうな感じがするんです。私も含めて、ここは大きな責任を感じなきいかぬ。

その上で、やはり野党の皆さんが厳しく追及さ

れておられますように、社会保険庁の業務の問題

ももちろん十分改善をしなきやなりませんし、何

よりも、二百六十五の施設あるいはグリーンピア

の整備にしても、与党の中では、これから清算を

していくこう、そして、できるだけ清算をしてその

財源を少しでも年金財源に返していこう、還元を

しよう、こういう努力をしなきやならぬ。こうし

た作業というのは進むよりも撤収する方がはるか

に困難でありますし、私は、大変な作業が今から

待つてゐる、こうした事務を責任を持って計画的

に進めていく、これをきちんとやつていくことが

まさに責任をとるということではないのかという

ふうに思つております。

そういう意味では、先ほど言いましたように、

平成の時代になつて、漫然として整備を続けてき

た政治、行政の責任、これは極めて重たい。その

責任を果たすのは、じゃ、どうするのかという、

これからのことをしっかりと、精算の計画も明ら

かにして、その形をしっかりと国民に説明をする、

その説明責任を果たしていくことが私は責任のと

りようではないのか、こう感じてゐるわけであり

ます。ですが、坂口大臣の御所見を伺ひたいと思ひます。

○坂口国務大臣 グリーンピアにいたしましても、

福祉施設にいたしましても、最初、その必要性につきましては国会におきましても幾多の議論がさ

れまして、そして、衆議院、参議院で三回、附帯決議の中でも述べられたところでございます。一

番最後は昭和五十七年の附帯決議でございます。

五十七年というと、間もなくもう平成になるころ

でございまして、そのころまではいろいろの必要

性を主張される方が多かつたというふうに思つて

おりますが、御指摘のように、まさしく流れは変

わつたわけであります。

保険料を納めるのも非常に厳しい、あるいは納

められた保険料で将来を賄うことがなかなか厳し

いという状況になりましたときに、過去にはそ

うふうに決められたことであつたといたします

ても、どこかで判断の転換をしなきやならないと

きが多分あるんだろうというふうに思つております。

したがいまして、このグリーンピアの問題です

とかあるいは福祉施設の問題、過去にどういうふ

うな経過でできたかということも大事でございま

すが、しかし、そのことよりも、それが必要だと

いうふうに言われた時代からそうでない時代に変

わつたときに、行政なら行政の中で、それをどう

早く判断をして方向転換ができるかということが

今後の大きな課題になる。今後も私はそうしたこ

とが起るんだろうというふうに思つております。

今後そういうことが起こりましたときに、そ

れを早く方向転換ができるようなシステムという

ものがやはり私は求められているというふうに感

じております。

過去に既にできておりますものにつきまして

は、全部これは整理をしなきやいけないというふ

うに思つておりますが、この整理合理化を進めます。

そこで、この前みたいに、何年までにというふう

に決めるのもいいんですかとも、決めてしまふ

と、そうすると買ひたかれるということもある

わけでございます。

その辺のことも十分に念頭に置きながら、しか

し、グリーンピアの問題等は平成十七年度までに

決着をつけるということにもう決まつております

うことを從いますし、それから、

いつまでに

決算をする、こういう方向で進んでいきた

めひとと政策日程にきちっと上げて大なる成果を

上げてもらいたい、こういうことを今国民は望ん

だ際に、私も、住民基本台帳ネットワークシステ

ム等、それから年金の現況報告、これなんかも、

ぜひとも政策日程にきちっと上げて大なる成果を

上げてもらいたい、こういうことを申し上げましたが、そう

いふうに含めて、しっかりと取り組んでいただき

たいと思っております。

○樹屋委員 この国会で、この委員会で、野党の皆さんが社会保険庁の業務のあり方について厳しく指摘をされています。私もそばで聞いておりま

して、まさしくそのとおりだな、こう判断せざるを得ないことが多いわけあります。

一般、野党の皆さんが御出席をいただけなかつた際に、私も、住民基本台帳ネットワークシステ

ム等、それから年金の現況報告、これなんかも、

ぜひとも政策日程にきちっと上げて大なる成果を

上げてもらいたい、こういうことを今国民は望ん

だ際に、私も、住民基本台帳ネットワークシステ

ム等、それから年金の現況報告、これなんかも、

ぜひとも政策日程にきちっと上げて大なる成果を

上げてもらいたい、こういうことを申し上げましたが、そう

いふうに含めて、しっかりと取り組んでいただき

たいと思っております。

○古川(元)議員 基本的な認識は全く樹屋先生の

おっしゃるとおりだと思います。こうした福祉施

設の整理については、もう時代が変わつている中

で、きちんととした、国民の、特に年金の保険料を

施設も清算をする、こういう方向で進んでいきた

めひとと政策日程にきちっと上げて大なる成果を

上げてもらいたい、こういうことを申し上げましたが、そう

いふうに含めて、しっかりと取り組んでいただき

たいと思っております。

我々は、与党としては、今二百六十五の福祉

施設も清算をする、こういう方向で進んでいきた

めひとと政策日程にきちっと上げて大なる成果を

上げてもらいたい、こういうことを申し上げましたが、そう

いふうに含めて、しっかりと取り組んでいただき

たいと思っております。

我々は、与党としては、今二百六十五の福祉

施設も清算をする、こういう方向で進んでいきた

めひとと政策日程にきちっと上げて大なる成果を

上げてもらいたい、こういうことを申し上げましたが、そう

いふうに含めて、しっかりと取り組んでいただき

たいと思っております。

○古川(元)議員 基本的な認識は全く樹屋先生の

おっしゃるとおりだと思います。こうした福祉施

設の整理については、もう時代が変わつている中

で、きちんととした、国民の、特に年金の保険料を

払つてもらいたい、こういうことを申し上げましたが、そう

だからこそ、私どもは今回の法案でも、年金の保険料を年金給付以外に使うということに対しても、年金の皆さんの信頼というものは得られない。ですから、私たちは、新しい制度のもとでは、年金の保険料、入ってきたものについて、これは年金給付以外には基本的に使わないということをきちんと法律の中で明記していく、そういうことを提案させていただいたわけあります。

残念ながら、まだ政府・与党の方は、この年金保険料を年金給付以外の目的に使うことも引き続きこれは続いている状況でありますから、ぜひそれは、樹屋議員のおかげでは与党の一員であるわけでありますから、そのところをまずやめるということからスタートしていただきたいというふうに思います。

○樹屋委員 ありがとうございます。  
今の古川委員の御指摘は私も全く同感でございますまして、その方向で我々も努力をしたいというふうに思っております。

あと、国庫負担二分の一への引き上げについてぜひ議論をしたい、入り口部分で極めて大事な問題ですから議論したいと思っておりましたが、さすがに時間がなくなりました。次回に譲りたいと思いません。ありがとうございます。

○衛藤委員長 長妻昭君。

○長妻委員 民主党的な長妻昭でございます。簡潔にお答えをいただければ幸いでございます。  
先ほども我が民主党の古川次の内閣厚生労働大臣から答弁がありましたけれども、年金の掛金は年金の支払いだけに使おう、こういうことを私も主張をしているわけでござりますけれども、残念ながら、政府の見解でも、五・六兆円もの巨額の金が、年金の掛金が支払い以外に使われた。そのうちの五・二兆円が、この福祉の増進ということでお五兆円以上の金が使われました。

厚生年金保険法の七十九条、国民年金法の七十四条に、福祉を増進するためにはこの年金の掛金を財源として使っていい、こういう条文があつて

これをいまだに、今回の法案の中でも政府は削らない、こうすることになりますのが、あるいは七年は、もはや国民の皆さん方の信頼というものは得られない。ですから、私たちは、新しい制度のもとでは、年金の保険料、入ってきたものについて、これは年金給付以外には基本的に使わないということをきんと法律の中で明記していく、いうことを提案させていただいたわけあります。

そして、その中で、例えば平成十六年度を見ますと、さすがにいろいろな福祉関係は少なくなつておりますけれども、この一番大きな費目がコンピューター経費なんです、コンピューター経費。

これが今後大きな私は焦点になってくる問題である、その使われ方も含めて、そういうふうに認識をしております。

そして、そのコンピューターの経費でございますが、それが今後大きくなる問題であります。

その使われ方も含めて、そういうふうに認識をしております。

私は、これは未来永劫一つのところでだめだと

思つております。やはり入札制度導入してい

かなかいけないと私は思う。

だから、そういうふうなことをすることによつ

て、これから入札制度にしていくとということには、

コンピューターの契約も、導入のときから一社と

しかしていない。ずっと二社としている。NT

データと日立、一社と随意契約ですうつとやつ

ておる。

そして、坂口厚生労働大臣は、おとといの委員

会で、我が党の中根議員の質問に答えて、随意契

約はもう一切やめる、こういう御答弁をしておら

れますけれども、ということは、今後コンピュー

ターのこの契約も入札にする、こういうことでよ

ろしいのでございますね。

○坂口國務大臣 これからいろいろなものを役所

にお答えをいただければ幸いでございます。

先ほども我が民主党の古川次の内閣厚生労働大

臣から答弁がありましたけれども、年金の掛金は

年金の支払いだけに使おう、こういうことを私も

主張をしているわけでござりますけれども、残念

ながら、政府の見解でも、五・六兆円の巨額の

金が、年金の掛金が支払い以外に使われた。その

うちの五・二兆円が、この福祉の増進ということ

で五兆円以上の金が使われました。

厚生年金保険法の七十九条、国民年金法の七十

四条に、福祉を増進するためにはこの年金の掛金

を財源として使っていい、こういう条文があつて

まいりました中にまことに複雑なソフトが組み

です、毎年。

この資料というのは、厚生労働省に事前にお見

これをいまだに、今回の法案の中でも政府は削らない、こうすることになりますが、そこをまたここで、私が党の中根議員の質問に答えて、随意契約はもう一切やめる、こういう御答弁をしておられますけれども、ということは、今後コンピューターのこの契約も入札にする、こういうことでよろしいのでございますね。

○坂口國務大臣 これからいろいろなものを役所にお答えをいただければ幸いでございます。

先ほども我が民主党の古川次の内閣厚生労働大臣から答弁がありましたけれども、年金の掛金は年金の支払いだけに使おう、こういうことを私も主張をしているわけでござりますけれども、残念ながら、政府の見解でも、五・六兆円の巨額の金が、年金の掛金が支払い以外に使われた。そのうちの五・二兆円が、この福祉の増進ということでお五兆円以上の金が使われました。

厚生年金保険法の七十九条、国民年金法の七十

四条に、福祉を増進するためにはこの年金の掛金を財源として使っていい、こういう条文があつて

まいりました中にまことに複雑なソフトが組み

です、毎年。

この資料というのは、厚生労働省に事前にお見

込まれているわけであります。こうした場合に、これを例えれば五年ごとにしますが、あるいは七年ごとにしますが、そういうふうにしましたときに、これが大変懸念して、それをストップしたいといふふうに言つていただきましたので、この数字に基づいて質問いたしますけれども、この六百四十七億円、これは福祉の増進だと。では、中身は、どういうことに福祉の増進は使えるんですかと聞きまして、年金相談及び年金の迅速な裁定等にかかるシステム経費。ですから、年金相談と年金の迅速な裁定等、これをやる仕事は福祉としておきますと、年金を支出していくと。この年金の迅速な裁定というのは何かと聞きましたら、これもへ理屈だと思いますが、いや、コンピューター導入すると思つております。やはり入札制度導入していくことによって、これから入札制度にしていくと、この年金の迅速な裁定といふふうに思つております。

私は、これは未来永劫一つのところでだめだと思つております。やはり入札制度導入していくことによって、これから入札制度に変えていかなきゃいけないといふふうに思つております。

この議事録、おどといのがござりますけれども、「随意契約」というのは一切これからやめろ、こういうふうに今言つておるところでございます。

○長妻委員 ですから、いつも大臣も、小泉総理もそうなんですかとも、格好いいことを言われるなんですよ。

この議事録、おどといのがござりますけれども、「随意契約」というのはそもそもすべてのものとの根っこになつてゐるわけでございますから、どんなさいな問題であれ、すべて公開をして、入札制度にすればそれけれども、ということは、今後コンピューターのこの契約も入札にする、こういうことでよろしいのでございますね。

○長妻委員 民主党的な長妻昭でございます。簡潔にお答えをいただければ幸いでございます。

先ほども我が民主党の古川次の内閣厚生労働大臣から答弁がありましたけれども、年金の掛金は年金の支払いだけに使おう、こういうことを私も主張をしているわけでござりますけれども、残念ながら、政府の見解でも、五・六兆円の巨額の金が、年金の掛金が支払い以外に使われた。そのうちの五・二兆円が、この福祉の増進ということでお五兆円以上の金が使われました。

厚生年金保険法の七十九条、国民年金法の七十

四条に、福祉を増進するためにはこの年金の掛金を財源として使っていい、こういう条文があつて

まいりました中にまことに複雑なソフトが組み

です、毎年。

この資料というのは、厚生労働省に事前にお見

せをして数字とか中身を確認して、正しいといふふうに言つていただきましたので、この数字に基づいて質問いたしますけれども、この六百四十七億円、これは福祉の増進だと。では、中身は、どう

いうことに福祉の増進は使えるんですかと聞きまして、年金相談及び年金の迅速な裁定等にかかるシステム経費。ですから、年金相談と年金の迅速な裁定等、これをやる仕事は福祉としてお

きますと、年金を支出していくと。この年金の迅速な裁定といふふうに思つております。

そこでお尋ねしますけれども、この年金相談もそうなんですかとも、格好いいことを言われるなんですよ。

この議事録、おどといのがござりますけれども、「随意契約」というのは一切これからやめろ、こう

いうふうに思つております。

○長妻委員 ですから、いつも大臣も、小泉総理もそうなんですかとも、格好いいことを言われるなんですよ。

この議事録、おどといのがござりますけれども、「随意契約」というのは一切これからやめろ、こういうふうに思つております。

○森副大臣 結論としては、年金相談は、お互いダブつてありますので、その区分けはできません。

○長妻委員 では、年金相談は、お互いダブつてあります。年金相談の部分は幾らで、足し算したらこれには合わないかもしれません。

○森副大臣 では、年金相談は、お互いダブつてあります。年金相談の部分はダブつてあります。年金相談の部分は幾らで、年金の迅速な裁定の部分は幾らで、足し算したらこれには合わないかもしれません。

○長妻委員 では、年金相談の部分はダブつてあります。年金相談の部分は幾らで、年金の迅速な裁定の部分は幾らで、足し算したらこれには合わないかもしれません。

○森副大臣 では、年金相談は、お互いダブつてあります。年金相談の部分はダブつてあります。年金相談の部分は幾らで、年金の迅速な裁定の部分は幾らで、足し算したらこれには合わないかもしれません。

○長妻委員 では、年金相談は、お互いダブつてあります。年金相談の部分はダブつてあります。年金相談の部分は幾らで、年金の迅速な裁定の部分は幾らで、足し算したらこれには合わないかもしれません。

○森副大臣 では、年金相談は、お互いダブつてあります。年金相談の部分はダブつてあります。年金相談の部分は幾らで、年金の迅速な裁定の部分は幾らで、足し算したらこれには合わないかもしれません。

○長妻委員 では、年金相談は、お互いダ

ござりますけれども、この社会保険オンラインシステムは、コンピューターを活用して正確かつ迅速な事務処理を行うことによって、さまざま年金相談ですとか、それからサービスの向上に寄与するものであります。これについて、それは今申し上げたように、その迅速な処理とか相談とか、そいつた内容でもって区分けができるようになつております。

○長妻委員 六百四十七億円という金を、平成十六年度、払うんですよ。六百四十七億円の年金の掛金、払うんですよ。明細がわからない、年金相談が幾らかわからない、年金の迅速な裁定、幾らかわからない。では、これは福祉の増進という根拠はないじゃないですか。わからないじゃないですか、明細も何もわからないんだつたら。どんな勘定じゃないですか。業者がこれだけお金下さいと言つたら、はい、わかりましたと言つて上げているんじやないですか。だめですよ、出さないと。幾らですか。この二つぐらい、わかるでしょう。

○森副大臣 これはたびたび申し上げますけれども、年金相談と年金の迅速な裁定などにかかるトータルとしての経費はきちんと把握でありますけれども、それぞれが区分けするような切り分けにはなつております。

○長妻委員 いや、だつて、年金相談と年金の迅速な裁定、これは使えると質問主意書でも、答弁書に書いてあるんですよ。だから、年金相談で幾らですか、これ。答弁拒否ですよ、これ。これは事前にちゃんと言つていますよ、かなり前に。通告していますよ、きつちり調べておいてくださいということで。

○森副大臣 これはシステム全体の改修費の話でございますので、それはそいつた区分けのできる費目ではありません。（発言する者あり）

○衛藤委員長 速記をとめてください。（速記中止）

○衛藤委員長 速記をとめてください。

○森副大臣 これは昭和五十四年度から計画をスタートし、平成元年一月に完成したシステムでござりますけれども、これは昭和五十四年の社会保障審議会厚生年金保険部会の意見書及び昭和五十六年の臨時行政調査会答申などを踏まえて、被保険者及び受給者等に対するサービスの向上に寄与できる部分について、福祉施設費として保険料財源で賄つてきたものであります。これは厚生年金保険法第七十九条あるいは国民年金法第七十四条によるものでござりますけれども、そういうことで、この法律の趣旨にのつとつて、システム、一体として充ててきたものでござります。（発言する者あり）

○衛藤委員長 速記をとめてください。

○衛藤委員長 速記を起こしてください。

○衛藤委員長 速記を起ししてください。

○森副大臣 先ほど申し上げましたように、その六百四十七億を年金相談と年金の迅速な裁定といふうなカテゴリーに分けることはできません。なぜかと申しますと、これは一つのシステムでもつてそれぞれに寄与するものでありますので、そういう切り分けについてお答えすることはできませんでしたが、ただ、この六百四十七億全体の内訳についてもうちよつと具体的に示せというお尋ねというか、御要請でありますから、今既に委員からそういう御要請がありますので、鋭意今その作業をしていくところでありますので、近々お手元にお届けをいたしたいと思います。（発言する者あり）

ただいまの答弁にちょっとつけ加えますが、委員からも一部資料がきょう提示されておりますよう、システム開発の財源の明細につきましては、平成十五年度と十六年度予算分のものについては既に整理をして委員にお示しをしているところでござります。

○森副大臣 五百二十八台でございます。

○長妻委員 いや、五百二十八台が年金相談だけという御答弁ですから、だから言つているんですよ、六百四十七億円のうち、年金相談のハードとソフトは、内訳幾らなんですかと。こういう明細が出ないと、本当にどんぶり勘定ですよ、どうして福祉なのかというのが国会でわからないじゃないですか。我々エックしようがないじゃないですか。ですから、幾らなんだと言つているんですよ、年金相談。

○森副大臣 これは今申し上げましたとおり、五百二十八台につきましては年金相談専用の窓口に設置しているものであります。そのほかのものについては、これはいろいろな目的に……（長妻委員）「ですから、年金相談だけ幾らですか、五百四十七億円のうち、共用はいいですよ」と呼ぶ

始していく、書類の保存期間がある時期以前のものは過ぎておりますので確認することは大変困難でございますが、私どもで現在把握できる範囲のものは、可及的速やかにまとめましてお届けいたしたいと思います。

○長妻委員 今、森副大臣の御答弁、間違いがありますよ。

以前、厚生労働省からいただいた資料では、三百十二の社会保険事務所にオンラインの端末があり、そのオンラインの端末のうち、年金相談にかかる端末は何台ですかと聞いたら、台数出してきましたよ。ですから、年金相談は幾らと、年金の迅速な裁定というのには分けられるんですよ。オンラインの端末何台という台数、いただいたじやないですか、資料を。分けられるんですよ。

○森副大臣 年金相談専用の端末についてはお出しをいたしましたけれども、それ以外は共用でございます。

○長妻委員 いや、ですから、年金相談の端末が何台というのが出ているわけですから、六百四十七億円のうち年金相談の経費は幾らですか。これは出るんですよ。何で出さないんですか。

○森副大臣 専用のものについてはお出しできませんけれども、その他のものは共用ですので、これはその区分を明らかにすることはできません。

○長妻委員 では、年金相談の分は六百四十七億円のうち幾らかというの今は今わからないんですね。か、これは前から言つているのに。今出してくださいよ。

○森副大臣 では、ここでちょっと整理して申し上げますと、平成十五年度末点で、全国のオンライン端末機は合計で一万七百九台ございます。

そのうち、年金関係として費用負担しているオンライン端末機は、九千四百二台でございます。

これらの端末機の使用料については、平成十五年度の予算において、厚生年金で約九〇%の八千四百七十七台分を、また国民年金で約一〇%の九百二十五台分を負担しております。また、業務取扱費と福祉施設事業費等については、業務取扱費

ら、金額、六百四十七の金額のうち。それは出ますよ」と呼ぶ)

ですから、なぜ御理解いただけないのか、大変

当惑しておりますけれども。要するに、例えば……

(長妻委員「どんぶり勘定じゃないですか。六百

四十七億の何にも内訳わからない」と呼ぶ)

聞いてくださいよ、答えてるんだから。ちゃんと

答弁をしようとしているんですからね。

例えば、全体が百台だったとすると、端末が、

そのうちの十台は年金相談専用に使われている。

ただ、そのほかの九十台は両方の目的に使つてい

るものですから、それを、年金相談と迅速な裁定

の二つに区分けすることは無理なんでございま

す。

○長妻委員 これを二つに区分けするのは無理と

いつたって、五百二十八台の端末は年金相談専用

だと言つてはいるじゃないですか。分けられるんで

すよ。これは納得できません。

そして、きょう、会計検査院の増田局長にお出

ましいただいていますけれども、増田局長、これ

は、コンピューター、福祉などいうことで使つて、

あるいは福祉の名目で、私は何でも福祉法という

ことで、がんがん使つて、おかしいと、うふ

うに思つておりますので、会計検査院として検査

してくださいと、検査するというふうに御答弁いた

○増田会計検査院当局者 お答え申し上げます。

私ども、社会保険オンラインシステムの経費に

つきましては、予算上、原則として、保険料徴収

事務等の業務に係るものについては業務取扱費、

それから、給付裁定事務の処理時間の短縮等、年

金受給者等に対するサービスの向上に資するもの

については、福祉施設事業費で支払われるというふ

うに承知をしております。そういう区分によりま

して、予算が執行され決算されているというふう

に承知をしております。

私どものこれまでの検査では、これらの経費につきまして特段の問題点は見出されていないところでありますけれども、今後の検査の過程で、具

体的な検査の根拠等につきまして十分調査をしてみたいというふうに考えております。

○長妻委員 そうすると、検査をするということ

でよろしいんですね、結論は。

○増田会計検査院当局者 私どもとして調べてみ

たいというふうに思つて……(長妻委員「検査」と呼ぶ)検査をしたいというふうに思つて、います。

○長妻委員 検査をしたいと思いますと、検査を

するということによろしいですね。うなずかれ

ております。

○長妻委員 検査をするということでありまして、福祉の増

進で過去、五兆円の金が、年金の掛金が使われて

いるんですよ、これは、それで、今会計検査院も

検査すると言つて、いるんですよ。ぜひこれは、仮

に政府案を採決するんであれば、その前に会計検

査院の検査結果を表にして、そしてバケツの穴

を全部ふさぐ、こういう措置をきっちりとするとい

うことなどが大変重要だと思います。

会計検査院には超特急で厳密にやつていただき

ということで、これはぜひ、採決の前に会計検査

院の報告をきちつと見る、会計検査院の報告が出

ないと採決しない、こういうことをぜひ委員長、

理事会で御検討いただきたいと思います。

○衛藤委員長 御意見は承りました。理事会にて

協議をいたしました。

○長妻委員 そして、これは、森副大臣、さつき

年金相談わからぬと言われましたけれども、五

百二十八台が年金相談の端末なんですよ、言われ

ているよう。

○長妻委員 そして、これは、森副大臣、さつき

年金相談わからぬと言われましたけれども、五

百二十八台が年金相談の端末なんですよ、言われ

ているよう。

○森副大臣 もう一度お答えしますが、現在のオ

ンラインシステムは昭和五十四年度から開始して

おりますので、書類の保存期間が経過しているも

のについては確認することは困難であります。

これから現時点で把握できるものについては早急

に取りまとめて報告するというふうにさつきから

申し上げております。(長妻委員「だめですよ。六

百四十七億の明細が困難だというのはどういう答

弁ですか。六百四十七億の明細困難だつてそんな

ばかな話。ちょっと速記とめてください」と呼ぶ)

ですから、十六年度分については既にお出し

ましたけれども、それまでについては……(長妻委員「六百四十七の明細ですよ」と呼ぶ)

拒否ですよ」と呼ぶ)だから、システムは一つの体系であつて、端末は単に端末にしかすぎないわけですよ。それを、端末が、その専用のものが五

百何ぼあつても、それ以外のものは共用で、それ

以外のものも年金相談に使われているわけですか

ら、だから、そのシステムの中でどれだけがと、

そういう分けをしろと言われても、これはたび

たび申し上げているように、できないことでござ

ります。

○長妻委員 そうしましたら、これ、六百四十七億円の内訳というのは、もちろんすぐ出ますよね。

六百四十七億円、業者から請求が来ているわけで

すよ、業者から。六百四十七億円の年金の掛金を

払うんですよ。当然六百四十七億円、どんぶり勘

定で、これですか、年金相談及び年金の迅速な裁

定等にかかるシステム経費六百四十七億、はい、

払います。そうじゃないでしょ。中に、何億

円がこれ、何億円がこれという明細があるでしょ

う、何とかシステム、何とかシステム、足し算す

ると六百四十七億円になる。

その明細の、じゃ、今口頭ですから、ざつくり

したものを言つてくださいよ、五つか六つに分け

て、このシステムが幾らで、足し算すると六百四

十七になるというのを。ずっと前から言つてある

じゃないですか。これ、前から言つていますよ、

本当に。ずっと前から言つていますよ。

○森副大臣 もう一度お答えしますが、現在のオ

ンラインシステムは昭和五十四年度から開始して

おりますので、書類の保存期間が経過しているも

のについては確認することは困難であります。

これから現時点で把握できるものについては早急

に取りまとめて報告するというふうにさつきから

申し上げております。(長妻委員「だめですよ。六

百四十七億の明細が困難だというのはどういう答

弁ですか。六百四十七億の明細困难だつてそんな

ばかな話。ちょっと速記とめてください」と呼ぶ)

ですから、十六年度分については既にお出し

ましたけれども、それまでについては……(長妻委員「六百四十七の明細ですよ」と呼ぶ)

では、申し上げますと、福祉の内訳ですが、從来からの福祉の費目が六百四十二億ですか、それから、十六年度新規追加事項が四億七千万、そして、その内訳が被保険者原票等閲覧システムの導入が二億強でございます。それから、国民年金納付記録の案内が一千二百万、それから……(長妻委員「私が皆さんに配った二ページ目ですよ。それを読んでいるんですよ」と呼ぶ)

お配りしているとおり……(長妻委員「違うんで

すよ。これはもうわかつているんですよ。これは

プラス分だけなんですよ。ですから、六百四十七億円の明細と言つているんですよ」と呼ぶ)

○衛藤委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○衛藤委員長 速記を起こしてください。

ただいまの質問につきましては、厚生労働省側

と質問者の間に質問をめぐつてのとらえ方の問題

があるようでございますので、お互いの、ちょっと

と何かとらえ方が違うようでありますので、そこ

のところを入れて理事会で協議をするようにさせ

ていきます。(長妻委員「時間は」と呼ぶ)理事会にできるだけ早く提出、きょうの夕方ぐらい

までにできますか。

では、まず十四年度まではきょうじゅうに出し

てください。(長妻委員「いや、十四年度までじや

ないですよ、全額ですよ、これ、六百四十七億円

の。今、十六年度の予算なんだから」と呼ぶ)

それでは、十四年度分ぐらいまでは出そ�でございませんから、それまで……(長妻委員「いや、

違います。違います。そういうことを聞いていま

せん。トータル、六百四十七億円トータルです。

だつて、平成十六年度の予算なんですよ。これか

ら払う金なんですから」と呼ぶ)

それでは、森厚生労働副大臣。

○森副大臣 では、もう一度私が申し上げます

が……(長妻委員「いや、ダメです、これ。ダメ

です。いいです」と呼ぶ)

十四年度につきましては、きょうじゅうにお出

しましたが、それまでについては既にお出し

しましたけれども、それまでについては……(長妻委員「六百四十七の明細ですよ」と呼ぶ)

では、申し上げますと、厚生労働委員会議録第十六号

ついては、来週の火曜日までにお出しいたします。  
（長妻委員「ちょっとと待ってください。そういうことを聞いているんじゃないよ」と呼ぶ）  
部の内訳と言つておるんですよ」と呼ぶ  
○衛藤委員長 お互いの質問をめぐつて、今、意  
思の疎通がなかなかできないようでござります。  
で、理事会において協議をしてください。  
では、次に進めます。長妻昭君。

○長妻委員 留保します。

○衛藤委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○衛藤委員長 速記を起こしてください。  
ただいまの長妻昭君の残余の質疑は留保するこ  
とといいたします。

次に、枝野幸男君。

○枝野委員 民主党の枝野でございます。  
少し根本的なことを、まず厚生労働大臣にお尋  
ねしたいと思います。

厚生大臣、人に物をお願いするときには、まず  
みずから責任を果たしてからないと人にお願  
いできないなというのが人の道だと思いますが、  
どう思いますか。

○坂口国務大臣 どういう御趣旨かちょっとわか  
りかねましたけれども、皆さん方にこの法案を御  
審議いただいているわけでございますから、でき  
る限り直に皆さん方の御質問に対しましてはお  
答えをしなければならないというふうに思つてお  
ります。

○枝野委員 いや、そんな具体的なことを聞いて  
お願いするのは人の道に外れていますよねとい  
う、哲学を聞いているんです

○坂口国務大臣 いろいろのことをお願いいたし  
ます以上、やはり、お願いをするということは、  
それに対して責任を持つておこなえをするとい  
うことではなければならない。一般的な社会の中のこ  
とでいえば、人間関係の中で、これをお願いした  
いというときにはそれなりの礼を尽くしてお願い

をする、こういうことではないかと思つております。  
（長妻委員「ちょっとと待ってください。そういう

ことを聞いているんじゃないよ」と呼ぶ）  
部の内訳と言つておるんですよ」と呼ぶ  
○衛藤委員長 お互いの質問をめぐつて、今、意  
思の疎通がなかなかできないようでござります。  
で、理事会において協議をしてください。  
では、次に進めます。長妻昭君。

○長妻委員 留保します。

○衛藤委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○衛藤委員長 速記を起こしてください。  
ただいまの長妻昭君の残余の質疑は留保するこ  
とといいたします。

次に、枝野幸男君。

○枝野委員 民主党の枝野でございます。  
少し根本的なことを、まず厚生労働大臣にお尋  
ねしたいと思います。

厚生大臣、人に物をお願いするときには、まず  
みずから責任を果たしてからないと人にお願  
いできないなというのが人の道だと思いますが、  
どう思いますか。

○坂口国務大臣 どういう御趣旨かちょっとわか  
りかねましたけれども、皆さん方にこの法案を御  
審議いただいているわけでございますから、でき  
る限り直に皆さん方の御質問に対しましてはお  
答えをしなければならないというふうに思つてお  
ります。

○枝野委員 いや、そんな具体的なことを聞いて  
お願いするのは人の道に外れていますよねとい  
う、哲学を聞いているんです

○坂口国務大臣 いろいろのことをお願いいたし  
ます以上、やはり、お願いをするということは、  
それに対して責任を持つておこなえをするとい  
うことではなければならない。一般的な社会の中のこ  
とでいえば、人間関係の中で、これをお願いした  
いというときにはそれなりの礼を尽くしてお願い

をする、こういうことではないかと思つております。  
（長妻委員「ちょっとと待ってください。そういう

ことを聞いているんじゃないよ」と呼ぶ）  
部の内訳と言つておるんですよ」と呼ぶ  
○坂口国務大臣 内閣でございますけれども、し  
かし、中心は厚生労働大臣でございますから、私  
でござります。

○枝野委員 そんなあいまいな答弁しないでくだ  
さい。厚生労働大臣には法案の提出権なんかある  
んですか。

○坂口国務大臣 ですから、先ほど申し上げま  
したように、内閣でございます。しかし、その中  
心になつてるのは私でございますということを申  
し上げているわけです。

○枝野委員 内閣として国民年金法の一部改正案  
を国会に提出して、国民年金の保険料の引き上げ  
を国民にお願いしているわけですが、その  
内閣の一員である中川経済産業大臣、それから麻  
生総務大臣、石破防衛庁長官、三人の国務大臣が  
国民年金の納付義務を怠つていたということが明  
らかになつております。

みずからの責任を果たさずに国民に對して保険  
料の値上げをお願いする、人の道に反すること  
はあつたんだろうというふうに思つております。

そうしたことを踏まえて今日の年金制度を将来  
どうしていかなければならぬかということを考  
えているわけでございまして、皆さん方にもこれ  
からは、しかし、もう払う時期を過ぎている人は  
やむを得ませんけれども、そうでない人にはちゃ  
んと払つていただきたいというふうに思つております。

○枝野委員 国会に法案を提出する権利は、厚生  
労働省にはないんですよ。この法案は内閣がお出  
しになつてることをお忘れじやないですか。憲法のイロハのイですよ。この法案を出して  
きているのは厚生労働省ではありません。そ  
ういう自覚がありますか、厚生大臣。

○坂口国務大臣 ですから、一番最初、内閣だと  
いうことを申し上げたわけです。しかし、内閣で  
ありますけれども、担当しているのは厚生労働省  
だということを申し上げたわけであります。

○枝野委員 残念なことでいいんですか。国民年  
金の加入者の方の、加入者の四割が空洞化をして、未納、  
未加入になつていて、その未納、未加入の中の一  
部が法案提出者御自身の中に少なくとも三人も  
入つておられたということですよ。それを、こう  
いう法案をお願いする以上は、法案を提出する前  
に確認をして出してくれるのが人間の道といふもの  
じやないです。審議に値しない法案だというこ  
とを思つておる次第でござります。

○枝野委員 残念なことでいいんですか。国民年  
金の加入者の方の、加入者の四割が空洞化をして、未納、  
未加入になつていて、その未納、未加入の中の一  
部が法案提出者御自身の中に少なくとも三人も  
入つておられたということですよ。それを、こう  
いう法案をお願いする以上は、法案を提出する前  
に確認をして出してくれるのが人間の道といふもの  
じやないです。審議に値しない法案だというこ  
とを思つておる次第でござります。

とじやないですか。どういう責任をとるんですか。  
（長妻委員「ちょっとと待ってください。それが  
わかつてしまひました。

多くの大臣がおみえになるわけでござります  
から、その過去においていろいろなことがあつたん  
だろうというふうに思ひます。そうしたこと踏  
まえて、今日皆さん方は、やはり年金というものは  
大事なものだ、そつしなきやいけないというこ  
とを思つていただいているだろうというふうに  
思つております。

したがいまして、政府として出したわけではござ  
いませんけれども、その政府の中に所属しております  
者すべての年金が過去にどういうことであつた  
かということは、これはなかなか難しいことでござ  
います。それで、過去のそれぞれの経緯というもの  
はあつたんだろうというふうに思つております。

そうしたことを踏まえて今日の年金制度を将来  
どうしていかなければならぬかということを考  
えているわけでございまして、皆さん方にもこれ  
からは、しかし、もう払う時期を過ぎている人は  
やむを得ませんけれども、そうでない人にはちゃ  
んと払つていただきたいというふうに思つております。

○枝野委員 国会に法案を提出する権利は、厚生  
労働省にはないんですよ。この法案は内閣がお出  
しになつてることをお忘れじやないですか。憲法のイロハのイですよ。この法案を出して  
きているのは厚生労働省ではありません。そ  
ういう自覚がありますか、厚生大臣。

○坂口国務大臣 ですから、一番最初、内閣だと  
いうことを申し上げたわけです。しかし、内閣で  
ありますけれども、担当しているのは厚生労働省  
だということを申し上げたわけであります。

○枝野委員 残念なことでいいんですか。国民年  
金の加入者の方の、加入者の四割が空洞化をして、未納、  
未加入になつていて、その未納、未加入の中の一  
部が法案提出者御自身の中に少なくとも三人も  
入つておられたということですよ。それを、こう  
いう法案をお願いする以上は、法案を提出する前  
に確認をして出してくれるのが人間の道といふもの  
じやないです。審議に値しない法案だというこ  
とを思つておる次第でござります。

が少なくとも三人もいたということ自体、ゆゆし  
き事態であります。

三人の大臣、ここに連れてきていただいて、答  
弁をしていただかないと、先へ進めません。

○衛藤委員長 ただいまの御意見につきましては、  
理事会で協議をしてください。（発言する者あり）

どうぞ、枝野幸男君。（発言する者あり）

ただいま申し上げましたように、大変突然の御  
意見でござりますから、これは理事会で……（発  
言する者あり）今のこの席でござりますから、  
これは、今この場でそういうことを、出ないから  
申し上げているわけです。

ます者すべての年金が過去にどういうことであつた  
かということは、これはなかなか難しいことでござ  
います。それで、過去のそれぞれの経緯というもの  
はあつたんだろうというふうに思つております。

そうしたことを踏まえて今日の年金制度を将来  
どうしていかなければならぬかということを考  
えているわけでございまして、皆さん方にもこれ  
からは、しかし、もう払う時期を過ぎている人は  
やむを得ませんけれども、そうでない人にはちゃ  
んと払つていただきたいというふうに思つております。

○枝野委員 国会に法案を提出する権利は、厚生  
労働省にはないんですよ。この法案は内閣がお出  
しになつてることをお忘れじやないですか。憲法のイロハのイですよ。この法案を出して  
きているのは厚生労働省ではありません。そ  
ういう自覚がありますか、厚生大臣。

○坂口国務大臣 ですから、一番最初、内閣だと  
いうことを申し上げたわけです。しかし、内閣で  
ありますけれども、担当しているのは厚生労働省  
だということを申し上げたわけであります。

○枝野委員 残念なことでいいんですか。国民年  
金の加入者の方の、加入者の四割が空洞化をして、未納、  
未加入になつていて、その未納、未加入の中の一  
部が法案提出者御自身の中に少なくとも三人も  
入つておられたということですよ。それを、こう  
いう法案をお願いする以上は、法案を提出する前  
に確認をして出してくれるのが人間の道といふもの  
じやないです。審議に値しない法案だというこ  
とを思つておる次第でござります。

○枝野委員 残念なことでいいんですか。国民年  
金の加入者の方の、加入者の四割が空洞化をして、未納、  
未加入になつていて、その未納、未加入の中の一  
部が法案提出者御自身の中に少なくとも三人も  
入つておられたということですよ。それを、こう  
いう法案をお願いする以上は、法案を提出する前  
に確認をして出してくれるのが人間の道といふもの  
じやないです。審議に値しない法案だというこ  
とを思つておる次第でござります。

○枝野委員 残念なことでいいんですか。国民年  
金の加入者の方の、加入者の四割が空洞化をして、未納、  
未加入になつていて、その未納、未加入の中の一  
部が法案提出者御自身の中に少なくとも三人も  
入つておられたということですよ。それを、こう  
いう法案をお願いする以上は、法案を提出する前  
に確認をして出してくれるのが人間の道といふもの  
じやないです。審議に値しない法案だというこ  
とを思つておる次第でござります。

○枝野委員 残念なことでいいんですか。国民年  
金の加入者の方の、加入者の四割が空洞化をして、未納、  
未加入になつていて、その未納、未加入の中の一  
部が法案提出者御自身の中に少なくとも三人も  
入つておられたということですよ。それを、こう  
いう法案をお願いする以上は、法案を提出する前  
に確認をして出してくれるのが人間の道といふもの  
じやないです。審議に値しない法案だというこ  
とを思つておる次第でござります。

○枝野委員 残念なことでいいんですか。国民年  
金の加入者の方の、加入者の四割が空洞化をして、未納、  
未加入になつていて、その未納、未加入の中の一  
部が法案提出者御自身の中に少なくとも三人も  
入つておられたということですよ。それを、こう  
いう法案をお願いする以上は、法案を提出する前  
に確認をして出してくれるのが人間の道といふもの  
じやないです。審議に値しない法案だというこ  
とを思つておる次第でござります。

○枝野委員 残念なことでいいんですか。国民年  
金の加入者の方の、加入者の四割が空洞化をして、未納、  
未加入になつていて、その未納、未加入の中の一  
部が法案提出者御自身の中に少なくとも三人も  
入つておられたということですよ。それを、こう  
いう法案をお願いする以上は、法案を提出する前  
に確認をして出してくれるのが人間の道といふもの  
じやないです。審議に値しない法案だというこ  
とを思つておる次第でござります。

○枝野委員 残念なことでいいんですか。国民年  
金の加入者の方の、加入者の四割が空洞化をして、未納、  
未加入になつていて、その未納、未加入の中の一  
部が法案提出者御自身の中に少なくとも三人も  
入つておられたということですよ。それを、こう  
いう法案をお願いする以上は、法案を提出する前  
に確認をして出してくれるのが人間の道といふもの  
じやないです。審議に値しない法案だというこ  
とを思つておる次第でござります。

○枝野委員 残念なことでいいんですか。国民年  
金の加入者の方の、加入者の四割が空洞化をして、未納、  
未加入になつていて、その未納、未加入の中の一  
部が法案提出者御自身の中に少なくとも三人も  
入つておられたということですよ。それを、こう  
いう法案をお願いする以上は、法案を提出する前  
に確認をして出してくれるのが人間の道といふもの  
じやないです。審議に値しない法案だというこ  
とを思つておる次第でござります。

○枝野委員 残念なことでいいんですか。国民年  
金の加入者の方の、加入者の四割が空洞化をして、未納、  
未加入になつていて、その未納、未加入の中の一  
部が法案提出者御自身の中に少なくとも三人も  
入つておられたということですよ。それを、こう  
いう法案をお願いする以上は、法案を提出する前  
に確認をして出してくれるのが人間の道といふもの  
じやないです。審議に値しない法案だというこ  
とを思つておる次第でござります。

○枝野委員 残念なことでいいんですか。国民年  
金の加入者の方の、加入者の四割が空洞化をして、未納、  
未加入になつていて、その未納、未加入の中の一  
部が法案提出者御自身の中に少なくとも三人も  
入つておられたということですよ。それを、こう  
いう法案をお願いする以上は、法案を提出する前  
に確認をして出してくれるのが人間の道といふもの  
じやないです。審議に値しない法案だというこ  
とを思つておる次第でござります。

で、国民の代表の場である委員会で求められたものに二週間も答えず、記者会見の場で突然そんな言葉が出てきたから、事態が変わったといつて申し上げているんですよ。この記者会見の中身を確認をして話を進めないと、提案者に提案者の資格がないということを申し上げているので、審議 자체の前提の問題であります。(発言する者あり)

○衛藤委員長 質疑を続けてください。(発言する者あり)

〔速記中止〕

○衛藤委員長 速記を起こしてください。  
ただいま、理事会でという、協議をお願いいたしましたが、今理事会を開くようにしましたので、しばらく委員の皆様はお待ちください。

この際、暫時休憩いたします。

午前十一時三十三分休憩

○衛藤委員長 速記を起こしてください。  
ただいま、理事会でという、協議をお願いいたしましたが、今理事会を開くようにしましたので、しばらく委員の皆様はお待ちください。

この際、暫時休憩いたします。

午後七時十四分開議

○衛藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
理事会の協議に基づき、麻生総務大臣、中川經濟産業大臣、石破防衛庁長官の出席を求めております。

○麻生国務大臣 私の年金加入の実績に関しまして御説明をさせていただきます。

この際、各大臣から、それぞれ発言を求められておりますので、順次これを許します。麻生総務大臣。

○麻生国務大臣 私の年金加入の実績に関しまして御説明をさせていただきます。  
確認をいたしましたところ、昭和四十一年八月から平成八年十一月までの約三十年間、三百六十ヵ月になりますが、厚生年金あるいは国民年金に継続して加入しております。

正確には、昭和四十一年八月十七日に厚生年金に加入し、昭和六十三年十二月二十八日まで引き続き加入をしておりました。翌日、十二月の二十

九日に、文部政務次官就任時に国民年金に加入をいたしております。その後、平成六年十月一日に国民年金を脱会し、同日、厚生年金に加入し、平

成八年十一月七日まで入っておりました。しかし、平成八年十一月七日、経済企画庁長官就任時に、手続、いわゆる国民年金に切りかえを怠り、その確認をして話を進めないと、提案者に提案者の資格がないということを申し上げているので、審議の前提の問題であります。(発言する者あり)

○衛藤委員長 質疑を続けてください。(発言する者あり)

〔速記中止〕

○中川国務大臣 まず冒頭、遅い時間まで、衛藤委員長、また理事の皆様、委員の皆様に御迷惑をおかけしたことをおわび申し上げます。

私のこの問題に関しての過去の事実を申し上げますと、昭和五十八年の一月に私の父親が急逝を

いたしまして、当時勤めておりました会社を二月に退行いたしました。それまでは、会社を通じて厚生年金を支払っていたわけでございます。

その後、選舉運動に入つたわけでございますけれども、私の友人の会社で社員として身分を得まして、そこで厚生年金を支払い、また、健康保険の資格を得ていたところでございます。

十二月の選挙で当選をいたしまして、そのときには厚生年金を脱会いたしまして、自來、私は、

現在に至るまで、先週の初めの週刊誌の記事を見て事実関係を知るまで、地元の帯広の社会保険事務所に確認をいたしましたが、当選以降、国民年金を一回も払っていないというのが事実でございました。

そこで、先週の十四日に、過去三年分にさかのほつて支払うことができるということでございまして、御説明をさせていただきます。

確認をいたしましたところ、昭和四十一年八月から平成八年十一月までの約三十年間、三百六十ヵ月になりますが、厚生年金あるいは国民年金に継続して加入をしております。

○石破国務大臣 大変遅い時間に恐縮でござります。

○衛藤委員長 石破防衛庁長官。

○石破国務大臣 大変遅い時間に恐縮でござります。

○衛藤委員長 速記を起こしてください。

ただいま、理事会でという、協議をお願いいたしましたが、今理事会を開くようにしましたので、

しばらく委員の皆様はお待ちください。

この際、暫時休憩いたします。

午前十一時三十三分休憩

保険料を支払うべきところ、これまで、私の国民年金の保険料の支払い状況につき、未納の期間があつたことにつきまして、大変申しわけなく思つております。

事の次第につきましては、私自身が関係官署に問い合わせる等いたしまして調べました結果につきまして申し上げるものでございます。

昭和五十四年四月から五十八年二月まで、民間企業に勤めておりまして、厚生年金に加入をしておりますが、この移行の際の五十八年三月分、一月でございますが、この分の保険料が未納となつております。

その後、選挙運動に入つたわけでございますけれども、私の友人の会社で社員として身分を得まして、そこで厚生年金を支払い、また、健康保険の資格を得ていたところでございます。

その後、国民年金または厚生年金に加入をいたしましたが、その保険料を連続して支払つてしまつたわけですが、農林水産政務次官についておりました平成四年十二月分から平成五年五月分までの国民年金の保険料が未納となつておりました。これは、政務次官就任の際に共済年金加盟としたものと勘違いをいたしましたことから、過つて国民年金の保険料の支払いを停止してしまつたことによるものであります。

その後、国民年金に加入をし、その保険料を連続して支払つてしまつたが、平成十四年九月以降の国民年金、すなわち、防衛庁長官に就任をいたしました平成十四年九月分以降の国民年金の保険料が未納となつておりました。これも、農林水産政務次官に就任をいたしましたときと同様の勘違いによるものでございます。

なお、この平成十四年九月分以降の国民年金の掛金につきましては、さかのほつて支払うことができるということがありますので、本日、十五万一千七百九十九円を納入いたしたところでござります。

以上が事の次第でござりますけれども、保険料の支払い状況につき、未納の期間がありましたことにつきましては、ここで、大変申しわけないことであつたと、勘違いをいたしておりましたことは、これはもうすべて私の責任でございます。

大変申しわけなく、おわびを申し上げる次第であります。

○中川国務大臣 ちょっと私の発言、正確を欠いておりました。過去三年と申し上げたようでございましたけれども、過去二年でございまして、平成十六年三月から二年分、十四年、十五年、そして十四年三月から一年分、十四年、十五年、そして十六年分として十七年三月分までをまとめて先週納めたということです。訂正させていただきます。

○衛藤委員長 質疑を続行いたします。枝野幸男君。

○枝野委員 まず、事実関係のことを一点ずつ確認させていただきます。

総務大臣と防衛庁長官は厚生年金の期間があつたというふうにおっしゃられておりますが、国会議員になられて以降の厚生年金の期間が、麻生大臣についてはあるということを今具体的におっしゃられました。それから、防衛庁長官については、それが議員になつて以降なのか、それ以前のかわかりませんが、もし議員になつて以降、厚生年金の期間があつたとすれば、それはどういう立場で厚生年金に加入をされていたのか、お答えください。

○麻生国務大臣 しばらくの間は麻生セメントの社長をしておつたと思います。その間と、それ以後、麻生セメントの役員をしておつた、役員、何かをしておつたということだと思いますが、麻生セメントに所属をしておつて、麻生セメントの厚生年金に支払つておつたと記憶します。

○石破国務大臣 厚生年金に加入をしておりました昭和五十四年四月一日から五十八年二月一日までは、株式会社三井銀行の厚生年金に加入をしておつたものでございます。その後、国民年金になりました、その後また厚生年金に戻つております。

五十八年十一月一日から昭和六十年の一月一日ということでござります。

議員でおりましたときに、もちろん当たり前の話でございますが、厚生年金にあわせて入つて

おつたということはございません。

先ほど申し上げました、一つ訂正をお許しいただきたいのですが、納入をいたしました金額、十五万一千七百九十九円というふうに申し上げました

が、二十五万一千七百九十九円の間違いです。

○枝野委員 麻生大臣、その麻生セメントはどう

いうお立場にあつたのか、具体的にお答えをいた

だきたいんですけども、もし今お出しになれない

のでしたらば、次回曜日の理事会までにお出

しをいただけますか。

○麻生国務大臣 役職の話ですか。(枝野委員「はい」と呼ぶ)簡単なことだと思いますが、役職は

ちょっと、正確を期するのでありますれば、月曜

日に書類で提出いたします。

○枝野委員 それでは本題をお伺いしたいと思います。

先ほど来、お三方とも未納であったことについておわびをしておられますか、事の本質を御理解されていないのではないでしょうか。確かに人間ですから、特に過去まで振り返ったときに未納の期間があるという方は、現に四割の未納があるわけですから、それはあり得るかもしれません。しかし、お三方ともこの国民年金法の一部改正案、国民の皆さんに国民年金の保険料を引き上げる、負担をふやすという法案の閣議決定に署名をしておられるんです。その署名をされるに当たっては、自分がどういう立場であるのか、自分が義務を果たしているのか、そのことをしっかりと確認をして、認識をして、この値上げ法案に署名をするのが当然の責任ではないですか。

○麻生国務大臣 確認をすべきところであったと存じますけれども、自分としては、払っているつもり、六十歳になつておりますので、そのあれは少し違うかとは思いますが、当然、従来どおり手続がされておるものと思っておりましたので、私のミスであったと存じます。

○中川国務大臣 閣僚であろうが、国会議員であろうが、社会人であろうが、国民年金を払っていない場合に、それを大丈夫かという確認ぐらいするのを先ほども申し上げているところであります。

閣僚以前に、社会人として私はミスを犯していたことがありますから、閣僚としても当然おわびを申し上げているところでございます。

○石破国務大臣 これは先ほど申し上げましたとおり、勘違いによるものでございまして、きちんと確認をしなかったということにつきましては、これは幾重にもおわびをすべきものだと考えております。これは、このまま年金が継続をされてしまうということの勘違いによるものでございまして、国民年金の保険料を払つておらないという認識はなかつたものでございますが、その勘違いをいたしたこと自体が申しわけのないことで、確認をしなかつたことはおわびをしなければいかぬと思つております。

○枝野委員 まず、麻生大臣に伺いますけれども、麻生大臣は政務次官になつたときにはちゃんとわかっていて、国民年金に切りかえていたとおつしやつておりますよね。なぜ今度は、大臣になつたときには、気づかずに手続を怠つたのか。まるで合理的な説明になつていませんね。どう説明されれるんですか。

○麻生国務大臣 手續のミスだったと反省しております。

○枝野委員 手續のミスという話で済む話だと思います。

○麻生国務大臣 手續のミスという話で済む話だと思いますよ。なぜ今度は、大臣になつたときには、気づかずに手續を怠つたのか。まるで合理的な説明になつていませんね。どう説明されれるんですか。

○枝野委員 あの二人も。

○中川国務大臣 私も、払わないという意思があるわけではございませんが、時期のことは別にして、先週どうなつてゐるんだと確認をしたところが、議員になつて丸々払つていないということです。

○枝野委員 まず、麻生大臣に伺いますけれども、

麻生大臣は政務次官になつたときにはちゃんとわかっていて、国民年金に切りかえていたとおつしやつておりますよね。なぜ今度は、大臣になつたときには、気づかずに手續を怠つたのか。まるで合理的な説明になつていませんね。どう説明されれるんですか。

○麻生国務大臣 手續のミスだったと反省しております。

○枝野委員 手續のミスという話で済む話だと思います。

○麻生国務大臣 手續のミスという話で済む話だと思いますよ。なぜ今度は、大臣になつたときには、気づかずに手續を怠つたのか。まるで合理的な説明になつていませんね。どう説明されれるんですか。

なんてことなかつたよねと念のため確認をいたしました。少なくとも、あの女優さんの未納問題があつたときに、自分は大丈夫かという確認ぐらいするのではなくとも、あの女優さんの未納問題があつたときには、国民の皆さんに保険料納付の値上げをお願いしている立場として当然の義務ではないですか。うつかりミスではなくて、政治家としての自覚の欠如ではないですか。

○麻生国務大臣 自覺の欠如であつたとは存じますけれども、今申し上げましたように、手続を怠つたというミスであつて、払わないという意思があつたというわけではないというように御理解いただければ存じます。

○枝野委員 あとの二人も。

○中川国務大臣 私も、払わないという意思があるわけではございませんが、時期のことは別にして、先週どうなつてゐるんだと確認をしたところが、議員になつて丸々払つていないということです。

○枝野委員 まず、麻生大臣に伺いますけれども、

麻生大臣は政務次官になつたときにはちゃんとわかっていて、国民年金に切りかえていたとおつしやつておりますよね。なぜ今度は、大臣になつたときには、気づかずに手續を怠つたのか。まるで合理的な説明になつていませんね。どう説明されれるんですか。

○麻生国務大臣 手續のミスだったと反省しております。

○枝野委員 手續のミスという話で済む話だと思います。

○麻生国務大臣 手續のミスという話で済む話だと思いますよ。なぜ今度は、大臣になつたときには、気づかずに手續を怠つたのか。まるで合理的な説明になつていませんね。どう説明されれるんですか。

○枝野委員 あの二人も。

○中川国務大臣 私も、払わないという意思があるわけではございませんが、時期のことは別にして、先週どうなつてゐるんだと確認をしたところが、議員になつて丸々払つていないということです。

○枝野委員 まず、麻生大臣に伺いますけれども、

麻生大臣は政務次官になつたときにはちゃんとわかっていて、国民年金に切りかえていたとおつしやつておりますよね。なぜ今度は、大臣になつたときには、気づかずに手續を怠つたのか。まるで合理的な説明になつていませんね。どう説明されれるんですか。

○麻生国務大臣 手續のミスだったと反省しております。

○枝野委員 手續のミスという話で済む話だと思います。

○麻生国務大臣 手續のミスという話で済む話だと思いますよ。なぜ今度は、大臣になつたときには、気づかずに手續を怠つたのか。まるで合理的な説明になつていませんね。どう説明されれるんですか。

○枝野委員 あの二人も。

○中川国務大臣 私も、払わないという意思があるわけではございませんが、時期のことは別にして、先週どうなつてゐるんだと確認をしたところが、議員になつて丸々払つていないということです。

○枝野委員 まず、麻生大臣に伺いますけれども、

麻生大臣は政務次官になつたときにはちゃんとわかっていて、国民年金に切りかえていたとおつしやつておりますよね。なぜ今度は、大臣になつたときには、気づかずに手續を怠つたのか。まるで合理的な説明になつていませんね。どう説明されれるんですか。

○麻生国務大臣 手續のミスだったと反省しております。

ういうことになつてゐる。厚生大臣、そんなこと許されると思ってゐるんですか。

○坂口国務大臣 未納問題につきまして、今厚生労働省として取り組んでおりますのは御指摘のとおりでございます。

三人の大臣、長官からは、現在までの経緯についてそれぞれお話しになつたところでございます。労働省として取り組んでおりますのは御指摘のとおりでございます。

○枝野委員 気をつけていかなきやならない問題じゃなくて、厚生労働省、社会保険庁は、皆さん保険料を使って、払つてくださいというキャバーペーンを張つてゐるんですよ。社会保険庁の公務員の皆さんが強制徴収の手続をとつてゐるんです。強制徴収で差し押さえまでされている人がいるでしょ。それとのバランスをどう考えるんですか、厚生大臣。

○坂口国務大臣 まあしかし、過去の問題、それの人の人生があつて、そして払つていないとございましたので、わかつた時点でお支払いをしたわけですが、いずれにしても、私の認識をしながら、少なくとも、自分の責任でございました。

○石破国務大臣 恐縮です。万が一にもそのようないことはないというふうに信じ込んだところは、私の責任でござります。委員御指摘のように、女性優さんの件があつたときにまさかと思つて調べてみるべきでございました。万が一にもそのようなことはない、毎月毎月振りかえが行なわれているというふうに私自身が安心しておつた。その時期にこの国会における、それは人によって判断は違います。

○枝野委員 厚生労働大臣、国民年金の未徴収の問題が深刻だということで、厚生労働省は、社会保険庁は強制徴収を改めて最近やつて調べるべきだったと御指摘をいただくとするならば、そのとおりでございます。

○枝野委員 国民の皆さん、特に国民年金の皆さん、本当に払いたくないんだけど、法律で決められているからしようがないんだよなと思つていらっしゃる、そういう皆さん、皆さんこの未納問題に対してもう一つうに受けとめられると思ひますか、三人の大臣の皆さん。

○麻生国務大臣 おつしやるとおりだとは思ひますけれども、残念ながら、そのときの認識として、今払つておると思つておつたという手続上のミ

ス、自覚の欠如だと存じます。まことに申しわけなく存じます。

○中川国務大臣 確認の問題は別といたしまして、も、率直に申し上げて、こういう問題がなければ、私は反省しているとか、あらかじめあつたりとか、私自身は、チェックをする機会がなければ、この状態が続いているというのが私の率直な、まことに恥ずかしい話ではございますけれども、そういう認識でございました。申しわけないと思っていました。

○石破国務大臣 これは、常に確認をする、油断をしてはいけない、万が一にもそういうことがあつてはいけないということと、きちんときちんと見なければいけないということを改めて認識をしておりますし、それは、先ほど来麻生大臣もおつしやつておられます、自分で払わないというつもりも全くありませんし、毎月落ちておつたということを誤つて判断をしておつたということについて、私はもう既に責任があると思っておりまして、それは、先ほど来麻生大臣もおつしやつておられます、自分で払わないといつうつ

た次第でございます。それで、そういうふうに見ていかなければいけないのだなということを思つてありますし、それは、やはり既に責任があると思っておりますが、自分は払わないといつうつ

つもりも全くありませんし、毎月落ちておつた月々、本当に見ていかねばならないという月もだと思つております。

○枝野委員 特に中川大臣、大変長い期間未納でございます。そして、中川大臣は、総資産約四千二百万円と資産公開されております。資産のある方で長期滞納の方には最後通告が行つてあるはずなんですか。

○中川国務大臣 率直に言つて、私はそんな話は今まで伺いませんでした。

○枝野委員 この問題は、時間がもつたないの後で厚生省に、お三方の時間がなくなつた後で聞きますけれども、お三方とも、最初に申しましたとおり、何か問題の意識を勘違いしておられるんじゃないかな。皆さんのが、納めていない、そのことをきちんと確認もしないで国民の皆さんに保険料の値上げという法案をお願いしている、このことを問うているんです。

○坂口国務大臣 当然、人間ですからミスもあつて、未納の期間があつたりすることはあり得るでしょう。しかし、

それは、国民の皆さんに値上げをお願いする以上は、例え、過去について未納があった、これはなく存じます。

○中川国務大臣 確認の問題ですが、我々が、ちゃんと、大臣の皆さん、副大臣の皆さんが納めておられますかと資料を要求したのは二週間前です。それから二週間全くお答えはなく、政府筋などは記者会見などでも、プライバシーの問題だというようなお答えが返ってきております。

○石破国務大臣 そもそも、お三方とも、これは内閣全体に対しても、反省しているとか、あらかじめあつたりとか、私自身は、チェックをして法案提出の時点で過去の払える分は払つておくとか、そういう対応が必要だたんじやないですか。

○中川国務大臣 そもそも、お三方とも、これは内閣全体に対しても、反省しているとか、あらかじめあつたりとか、私自身は、チェックをして法案提出の時点で過去の払える分は払つておくとか、そういう対応が必要だたんじやないですか。

○石破国務大臣

題だと思います。

○麻生国務大臣 個人の話であることは間違いないと存じますので、私どもいたしましては、基本的に個人できちんととして、内閣として対応すべき段階に来るまで個人の問題として伏せておられたというように理解をいたしております。

○中川国務大臣 プライバシーの問題かどうか以前に、払つていなかつた私の問題でございますから、私の責任であり、おわびを申し上げているところであります。

○石破国務大臣 私の見解も中川大臣と同様であります。どういう問題だからと以前に、理由はともあれ、お支払いをしていいといつうこととは事実でございますから、そのことにつきましては幾重もおわびをしておるわけでございます。

○枝野委員 ちゃんと答えてください。国民の皆さんに隠せるならば隠したまま、黙つたまま、ここの法案を成立させた方がいいということですか。

○坂口国務大臣 それとも、提案者としては、こういう問題があつたのなら国民の皆さんにきちんとお伝えをする責任があるといつうふうにお考へになつてゐるんです。

○中川国務大臣 私は、さつきも申し上げました

とおり、自分のミス、あるいはいわゆる善管注意義務、みずからミスによりまして、こういうことがなければ、まことに申しわけないことながら、自分の国民年金を支払っているかどうかをチェックする機会がまだ先になつていてかもしれないというふうに思つておるわけであります。

○石破国務大臣 これは繰り返して申し上げて恐縮でございますが、自分は払つておるという認識、したがいまして、これは、委員のお言葉をかりれば、そのまま隠してほおかむりして逃げようとか、そんな気があつたわけでは全くございません。自分自身、これはもう毎月きちんと払つておつて、これはお願いすべきものだという意識でございまして。そこに勘違いがあつたといつことを先ほど来ておわびをしておるわけでございます。

○枝野委員 今のお二人の答弁を伺う限りでは、やはり法案提出の閣僚の皆さん、あるいはそれと一体になつている副大臣の皆さん、それぞれ皆さん、お三方のようなことがないよう、きちっと調べて、間違ひがあつたら公表される責任があると、いうふうに思いますが、お三方ともそれによろしくおわびをしておるわけですね。

○麻生国務大臣 間違ひであつた場合は、率直に開示すべきものだと存じます。

○中川国務大臣 麻生大臣と同じでございます。

○石破国務大臣 同様の見解であります。

○枝野委員 ゼビ、本法案の主務大臣である厚生労働大臣、内閣の一員として、全閣僚、副大臣にて、おわびをしておるわけでございます。

○枝野委員 つまり、おわびをしておる上で、ほかに間違ひがないかどうか、きょうの会見での御答弁も、むしろお三方はある意味正直だ、どうもあいまいな御答弁をされている方がたくさんいらっしゃいますので、全部きちんと調べて報告をしていただきたい。

○坂口国務大臣 厚生労働大臣、いいですね。

○中川国務大臣 閣僚につきましては、そのよう

いただきたいと思います。

○枝野委員 すぐに調べられますから、月曜日に出していくだけですね、厚生労働大臣。

○坂口国務大臣 きょうはもう金曜日でございますから無理でございますので、そろ月曜日には何とか提出できるようにしたいと思います。

○中川国務大臣 未納があつたこと自体を私はけしからぬと言つておるんではないんです。お三方とも、未納であつたことをおわびしておるし、確認を怠つたことに感覚 자체が、この法案の提出者として失格なんではないですか。

一四

○中川國務大臣　冒頭申し上げましたように、当委員会あるいはまた国民の皆様、そして内閣に大変御迷惑をおかけしたことは、もう何回申し上げても足りるものではないと思つております。

私は小泉総理に任命された閣僚でございますので、任免権は小泉総理の御判断だと思います。

○石破國務大臣　未納だったことをおわびしているのではなくて、不注意であったことをおわびしているという御指摘であれば、それは、未納となつた、結果的に未納となった理由は不注意であったことをおわびしておるのであって、もちろん、その前に、未納をおわびいたしておりますわけでござります。

閣僚の件につきましては、これは総理から任命をちょうだいいたしておりますので、私からとやかく申し上げることではございません。

未納の問題につきましては、幾重にもおわびを申し上げる次第でございます。

○枝野委員　年金については、この委員会でも、あるいは皆さんもお聞きになつたと 思います本会議などでも、国民の皆さんからの信頼が一番大事なわけです。国民の皆さんから信頼をされるためには、その制度を運用している、制度を組み立てている人たち自身が、その制度に乗つかつてしまつと責任を果たしているということが前提になれば、国民の信頼なんか得られないじゃないですか。

国民の信頼を回復して年金改革をしようと言つているときに、その言い出しつの方が自分の責任を怠つていたというようなことに対する、ただ、ごめんなさいという話だけで国民の皆さんのが本当に納得をされるとお三方とも思つておられるのか、あるいは厚生労働大臣も思つておられるのか。

ますます国民の皆さんのは、大臣だつて払つてなくて、そして、そのことについて指摘をされるまで気がつきませんでしたんだんという言い逃れで済ませている、こういう実態を国民の皆さんが知つたら、ますます年金不信が高まつて、年金の空洞化は拡大をする。これは、どう見ても間違い

ないんじゃないでしょうか。

ぜひ、お三方には、年金に対する国民の皆さん

の信頼を取り戻すためにも、速やかにみずから

うことにいかなければいけないというふうに思つております。

○枝野委員　今までだつて国民皆年金じやなかつたんですか。すべての人に、厚生年金、共済年金

以外の方には加入をしていただくという制度だつたんじゃないですか。そして、今までも加入を

してくださいと、保険料を使ってキャンペーンを張つてきたんじゃないですか。それなのに、足元で未加入の方がいらっしゃつたんです。全く制度として成り立つてないということじゃないですか。

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

な加入していますか。未加入、いませんか、若い世代に。

○森副大臣 現在は、二十になつた人に対しては職権でもつて加入を勧めるような制度になつていますから、昔入つていない人は、これはちょっと、実はブラックボックスみたいになつちやうんですけれども、これから二十になる人には全部直接呼びかけることができるということです、また、確かに、先ほどの中川さんのケースですと、とにかく一般的な広報でもつて対処するしかないというのが実情でございまして、それについても、また今後、いろいろな手だてを工夫してみたいと思ひます。

○枝野委員 直接呼びかけても嫌だと言つている人はどうなつてゐるんですか。

○森副大臣 ですから、今では、二十の人に対しでは職権的に加入を適用できるということをごぞいます。

○枝野委員 ちなみに、平成七年、十年、十三年で見ますと、未加入者は百五十八万から九十九万、そして六十万というふうに大幅に減つてきております。

○枝野委員 だつたら、ほかの人も、上の人たちも強制手続すればいいじゃないですか。何で、二十の人は強制加入手続とれるのに、職権でできるのに、上的人にはできないんですか。（発言する者あり）

○衛藤委員長 ちよつとお静かに。

○森副大臣 本人と接触いたしまして、一号であるといふことが確認できましたら、職権で適用できます。

○枝野委員 だつたら、何で、中川さんとかそういう方は、三人もこんな話が出てきているんですか。

○枝野委員 まず、この法案を国会に出すに当たつて、提案者である閣僚の皆さん、ちゃんと払つてゐるのか、払つていないのか、厚生労働省と社会保険庁でチエックして、あんた、入つていないんだから、入らないとまずいよ、国民の皆さんに保険料の負担をお願いするんだから、それぐらいのことをで

きなかつたこと自体が、今の制度はおかしいんですよ。

この問題自体、まだまだ聞かなきやならないことがありますので、あと一時間はこのことで質問させていただきたいので、そのことを留保した上で、ほかにも大事なことがありますから、聞かせていただきます。

選択エージェンシーの疑惑問題。選択エージェンシーの汚職事件は大変深刻な話でありますけれども、この選択エージェンシーに書籍をつくらせてしまつてそれを保険料で購入している。つまり、保険料が選択エージェンシーに渡つていて。その渡された保険料の中から、厚生労働省、社会保険庁のお役人が監修料と称してお金をもらつてゐる。この額が大変多額に上つていて、これが社会保険庁にブールをされて、裏金になつていて。こういう疑惑が挙がつていて、資料はたくさん出していました。社会保険庁のお役人が、選択エージェンシーから監修料と称する話で幾ら受け取つていたか。むちやくちゃん話がありますよ、一つの監修で一人で六百万だなんていう話もあります。

社会保険庁で、年金の周知徹底のために金を出してやつてゐる事業に、社会保険庁のお役人が監修をして、金を受け取つてゐる。このこと自体おかしいんですが、その金が役所の事実上の裏金になつていて。違いますか。

○坂口国務大臣 御指摘をいただきましたように、社会保険庁といふうに言つていただきましたけれども、社会保険庁だけではなくて、厚生労働省の職員も含まれておりますが、選択エージェンシーから報酬を受けて、書籍等の監修等の作業に当たつておりますし、このことの事実につきましては、現在、さらに調査を続けてゐるところでございます。

○枝野委員 個人の所得になつていても、今大臣が認めになつたとおり、先ほどお認めになつたとおり、役所でつくりついている本を監修して、役所の人が金をもらつてゐるといふこと自体が問題なんですが、まさに部署でブールをして裏金として使つていて、組織ぐるみでこのことをやつて、裏金づくりをして皆さんの保険料を食べ物にしていたという話ですよ。まさに構造問題ですよ。個々人の問題じゃないですよ。そんなことは調べる以前の問題で、当事者が一番よくわかっているんですよ。答えられないんですね。

○坂口国務大臣 私しが答弁ができないことに気がついて、ごぞいます。現在までのところわかりました分だけにつきまして御報告を申し上げたということです。

これは大変な問題だと私も認識をいたしております。

ただ、いわゆる係長以下の皆さん方の中にそ

と申しますか、国が関与しない本についての監修を、個人的に、しかも夜間等でやられるというの

は、それは私はそういうことはあり得るんだろうというふうには思いますが、しかし、国が出ております手数料なり、あるいはまた一部でありますても国が出しておりますものについて監修をするということは決して許されることではない、そういうふうに私も認識をいたしております。

○枝野委員 その金を組織的にブールして、職員の飲食代や交通代などとして流れされ、部署として日々引き継がれていたということが指摘をされていますよ。当事者は、こういう事実、あつたんでしょう。

○坂口国務大臣 そうした監修をした人たちは、自分の所得として税務署にもそれは届け出をいたしているわけであります。その後、それをどういうふうにみんなで使つていただか、あるいはまたその人が使つていただかというこつについて、まだそこまで詳細にわかつておりませんので、現在、そくしたこととも含めて調査を進めているところでございます。

○枝野委員 個人の所得になつていても、今大臣が認めになつたとおり、先ほどお認めになつたとおり、役所でつくりついている本を監修して、役所の人が金をもらつてゐるといふこと自体が問題なんですが、まさに部署でブールをして裏金として使つていて、組織ぐるみでこのことをやつて、裏金づくりをして皆さんの保険料を食べ物にしていたといふことですか。

○枝野委員 厚生労働省は、この年金の計算、財政計算を、五十年、百年先までやつてゐるんですか。その数字は、専門家である旧経済企画庁ですか。それから、内閣府と申しますが、旧経済企画庁ですね。なんで五年間しか見通しを立ててないんですか。

○西川大臣政務官 長期にわたりますと変動する要因がたくさんありますし、なかなか見通しが立てにくい、こういうことであります。中期的な見通しを立ててないんですか。

○枝野委員 内閣府と申しますが、内閣府は経済成長率や物価上昇率、賃金上昇率などを見通しを立てていますが、いつの分まで立てていますか。

○西川大臣政務官 私の方は、「構造改革と経済財政の中期展望」二〇〇三年度の改定版で、五年間、見通して立てております。

○枝野委員 なぜか内閣府と申しますが、内閣府は経済成長率や物価上昇率、賃金上昇率などを見通しを立てていて、中期的な見通しを立ててないんですか。

○西川大臣政務官 長期にわたりますと変動する要因がたくさんありますし、なかなか見通しが立てにくい、こういうことであります。中期的な見通しを立ててないんですか。

○枝野委員 厚生労働省は、この年金の計算、財政計算を、五十年、百年先までやつてゐるんですか。その数字は、専門家である旧経済企画庁ですか。それから、内閣府の方でやつておられま

す中期モデルというもの、これは五十年間ぐらいいを見通しておるわけですが、それで、経済の変動その他社会動向というは急激に変わる可能性もあるので、せいぜい五年ぐらいということであります。我がの担当しております年金問題と

いうのは、保険料を納める二十歳から寿命を終え

るまで、人によって八十年を超える超長期の保険でございます。

したがつて、将来の変化が不確実であるとして、一定の前提を置きまして、人の人生に相当する期間を射程に置いて財政均衡を図ることは、将来に対する責任ある備えをするという意味で必要なことだ、そのように思つておるわけでござります。このため、年金財政の見通しに当たりましては、中期モデルのような詳細にわたる緻密なモデルではなくて、長期的なトレンドをもとに長期の財政均衡を図り、それを定期的に検証する、つまり五年ごとに検証をするということで財政の長期安定を図ることにしておるわけでございます。

具体的には、「改革と展望」これは政府の参考

試算でございますけれども、この期間が二〇〇八年まででございますから、その以降、二〇〇九年以降につましましては、年金資金運用分科会で議論いただいておりまして、マクロ経済に関する基本的な議論の上に立つてこういった試算を行つておるところでございます。

大きい人生のスパンを考える意味で、どのようにお金の手配をしておくことが必要かといふ大いなる視点からやつておるという意味で、内閣府で使つておられるような五年ごとの緻密なものではない、大きいトレンドを見るものであるというところでございます。

○枝野委員 細密じゃない。緻密にやつておる内閣府の計算も、残念ながら当たらないんですね。

緻密じゃない話、どうしてこれが当てになるんですか。実際に過去も、五年ごとの財政再計算、全部見通しが外れて来ていますね。そして、緻密じゃないとみずから認めているわけですね。

全く当てにならない数字、それに基づいて、財政のつじつまが合いますと言つておるだけの話にすぎないということを今の御答弁でお認めになつたと言わざるを得ない。まさに、数字を出していること自体が、こんな仮定に基づいた数字では意味がないということを申し上げておきたい。

さらに、なぜ意味がないのか、具体的なことを

申し上げましよう。

経済産業省も来ていただいている。先ほど大臣がいたからそこでも聞きたかったんですねが、経済産業省は、中川大臣が昨年の十月三日、経済財政諮問会議に「年金制度改革の経済・産業への影響」というのを出しました。そこには、一九九八年、経済産業研究所の実証データの研究として、年金保険料を二〇%とすれば、失業率が最大一・三%上昇し、百万人の雇用が削減されるおそれがあるということをおつしやつております。間違いありませんね。

○泉副大臣 経済財政諮問会議において、中川経済産業大臣がそのような発言をしたことは事実であります。

○枝野委員 年金の保険料は、政府案では、二〇%にならずに一八・三%になりました。一八・三%

の場合、この経済産業研究所の数字に基づいて計算をすれば、失業率が約一%上昇し、七十五万人の雇用が削減されるおそれが出てくるということになります。我々は、保険料を値上げすれば、企

業側が、その保険料負担の重みに耐えかねて、雇用を厚生年金の加入義務のない非典型労働へ大きく移すだろうということを指摘してきております。

今回の年金計算にこういう数字を入れ込んでいますが、まさにそうしたことが、政府の内部の発言、検証からも出てきているわけであります。

日本経団連が二〇〇三年度改定の参考試算におきましても、年金保険料の引き上げを含めまして、いろいろの構造改革について一定の仮定を置いて計算した結果、二十年までの間、失業率が上昇したり経済がマイナス成長となるような見通しとはなっておりません。

○枝野委員 だから、その見通しが本当にいいですかという話で、これは経済財政諮問会議に出しているんですよ、雇用に影響があると、実際に政府の閣内不一致じゃないですか。

さらに言いましょう、時間がないから。

日本経団連が二〇〇三年十一月十八日発表した調査結果によれば、保険料が二〇%に上がった場合、七八%の企業が労働形態の転換を勘案すると答えています。日本商工会議所の二〇〇三年十月七日発表の調査でも、五三%が賃金調整を検討する、五二%が厚生年金の適用を受けない形態への転換を検討するとしています。

きのうの参考人質疑でも、日本経団連は、企業が耐えられる保険料は一五%が限界と強調をしています。

政府案ではこうした雇用への悪影響を及ぼすのと理解しております。

この研究は、九〇年から九三年という特定の四年間の経済状況を前提としたしまして、賃金水準の調整と雇用の調整の関係を調べたものであり、中長期的に経済が発展する中で、保険料の引き上げが雇用にどのような影響を及ぼすかというところまで織り込んだ分析ではないと考えております。

今まで織り込んだ分析ではないと考えております。

今回の改正案におきます厚生年金の保険料水準

の引き上げは、二〇一七年までかけて順次引き上

げていくものであります。その間、日本の経済社

会は九〇年代前半の状況にどまっているわけ

はないので、保険料の引き上げにつきましては、

生産性の上昇などの経済の変化の中で、その影響

をとらえるべきものであると我々は考えておりま

す。こういったことから、御指摘の研究の結果を

年金の財政計算に織り込むことは行つてはおりま

せん。

それから、政府の「改革と展望」二〇〇三年度改定の参考試算におきましても、年金保険料の引き上げを含めまして、いろいろの構造改革について一定の仮定を置いて計算した結果、二十年までの間、失業率が上昇したり経済がマイナス成長となるよう見通しとはなっておりません。

そういうことで、戦後、厚生年金保険料は一貫

して引き上げられてきたわけですから、これ

によりまして雇用にマイナスの影響が出てきたと

いうふうに私たちは考えておるわけであります。

そういうことで、戦後、厚生年金保険料は一貫

して引き上げられてきたわけですから、これ

によりまして気を起させるという意味で、生産効率が上がる

と、決して大きいものではないというふうに我々

は考えております。

年金改革に関する有識者調査というのをやつておりますが、この結果でも、給付と負担の関係を……(発言する者あり)

○衛藤委員長 御静聴に願います。

○竹本大臣政務官 説明した上で、保険料水準の

限界について、経済界の分野の方の、こういうこ

となんぞございますが、約六割が年収の二〇%ま

で負担もオーケーと回答しておられますし、一定

の前提を置いて考えますと、保険料の引き上げに

よつて人件費全体に与える影響は年率〇・〇九%

と、決して大きいものではないというふうに我々

は考えております。

そして、そつはいうものの、経済は動くもので

すから、五年に一度、財政状況の見直しをしてお

る、こういうことでございます。(発言する者あり)

○衛藤委員長 御静聴に願います。

○枝野委員 きのうの参考人質疑は何のためにやつたんですか。日本経団連の代表と連合の代表

と、つまり被用者と雇用者の両方の代表が、一五%

までしか耐えられない。当事者が、この国会に

わざわざお呼びをして、お答えになつておるんで

すよ。それに対して、それは違うと言つんだった

ら、ちゃんと実証的な答えを出してくださいよ。

平成十六年四月二十三日

○坂口国務大臣 枝野議員はもうよく御存じのことでございますけれども、これから年金の負担が、それが保険料であるか、あるいは税であるかは別にしまして、多くなつていくことだけは紛れのない事実でございます。

保険料で上げますときには、先ほどから御議論がありますように、保険料は保険料としての影響というのを私たちも否定するわけではありませんで、それはそれなりに起こり得るというふうに思つております。しかし、それを税に変えれば何も起こらないのかといえば、これは、税は税としてまたその影響が出るわけでございます。

例えば、消費税を導入いたしますときにも大変大きな問題になりましたけれども、消費税を導入する、消費税を上げることによる経済的な影響というのも大きいわけございまして、それによって企業がどういう影響を受けるか、そうしたことにもバランスにかけてこれは考えていかなければならぬ問題だというふうに思つております。(発言する者あり)

○衛藤委員長 御静粛に願います。

○枝野委員 それで、財務省に来ていただいています。

我が国では過去に、消費税二回、ゼロから三へ、三から五へと上げています。消費税を上げた場合に、どれぐらい経済にマイナスの効果が出たんでしょうか。あるいは、財務省として、消費税を上げると経済にどういうマイナス効果が出るというふうに認識をされているんでしょうか。

○山本副大臣 消費税率を上げた場合に、景気、雇用にどの程度の影響があるかにつきましては、具体的に、いつ、どのような形で税率を引き上げるのか、また、その時点におけるさまざまな経済活動の状況がどのようになっているかなどによつて大変異なるところでございます。これらの点が明らかでない中、仮定での御質問にお答えするということは大変困難であることを御理解いただきたいと思います。

○枝野委員 まさに今のところ、つまり、保険料

を上げた場合の雇用や経済に対する影響と消費税の場合の影響と、私が把握をしている経済の分析に基づけば、消費税の場合は、消費税が上がる前の駆け込み需要と上がった後の落ち込みとをならすと、基本的には、消費動向などには中期的には大きな影響を与えないというのが一般的な見方であるというふうに思つておりますので、その辺の議論をいよいよ煮詰めていきたいと思いますので、来週も時間をかけてしっかりと議論をしたいと、いうふうに思ひます。  
以上です。

○衛藤委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。  
午後八時十五分散会



平成十六年五月十九日印刷

平成十六年五月二十日発行

衆議院事務局

印刷者

国立印刷局